

議事次第

令和6年10月23日(水)10:00-12:00

石川県行政庁舎11階1107会議室(オンライン開催)

1 開会

2 報告

(1)広域被災者データベース・システムの開発の進捗について

- ・ 検討体制及びスケジュール

(2)令和6年奥能登豪雨への対応

- ・ 広域避難対策に係るロールプレイング
- ・ 広域被災者データベース・システム デモンストレーション

(3)広域避難対策・避難所外避難者対策の実施に基づく石川県から検証/検討チームへの提言

3 議事

(1) 10/17_第1回検証・検討チームからの意見

(2) 成果物のアウトラインおよび今後のスケジュール

(3) 意見交換

4 閉会

<配布資料>

・資料_第2回広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ資料

・参考資料_岡本委員提出資料

・参考資料_広域被災者データベース・システム構築検討ワーキンググループ開催要綱、委員名簿

<第2回ワーキンググループの目的>

1. 石川県からの提言に関する聴取意見の共有
2. 成果物のアウトライン及び今後のスケジュールの確認

【報告】

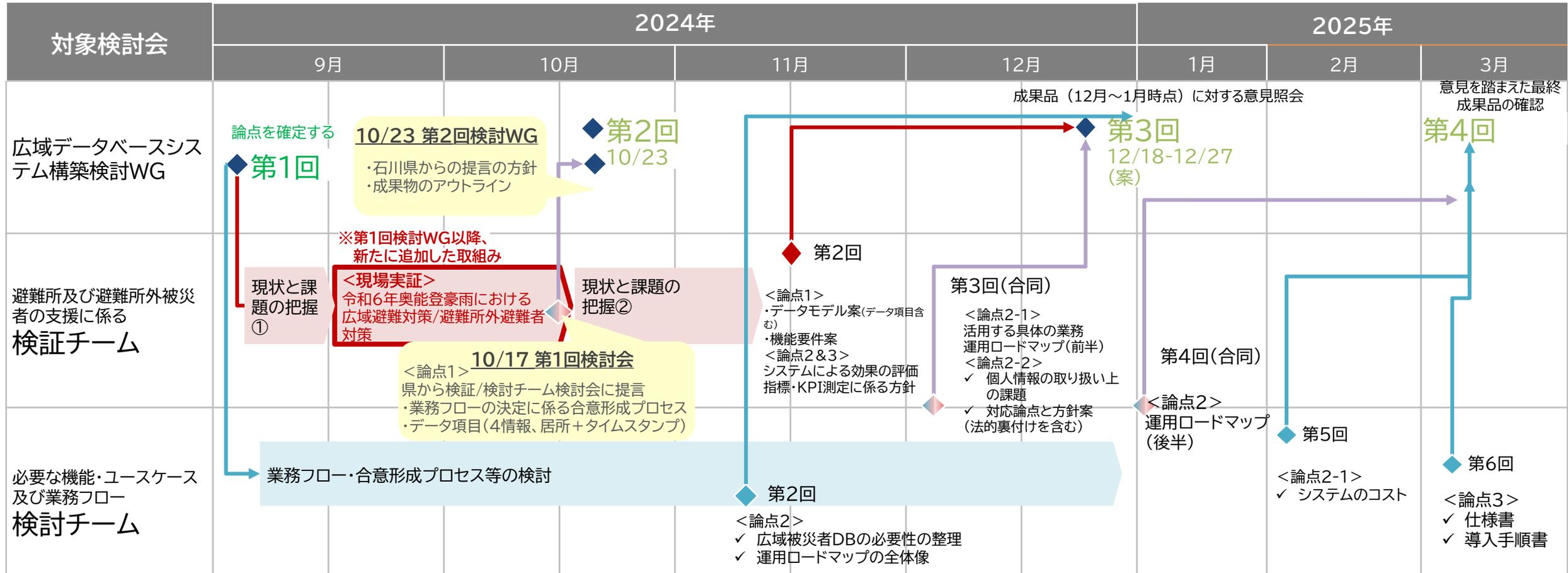
(1) 広域被災者データベース・システムの開発の進捗について

- 検討体制及びスケジュール

検討体制及びスケジュール



- ・検討体制として、検討WGの下に「避難所及び避難所外被災者の支援に係る検証チーム」および「必要な機能・ユースケース及び業務フロー検討チーム」を立ち上げる。検証チーム・検討チームで精査・起案したものについて、検討WGにて合意形成を行う。
- ・検討WGは計4回の開催を予定し、9月5日に第1回検討WGを開催。また検証/検討チームは、10月17日に第1回キックオフを開催。
- ・第2回検討WGは、第1回検証・検討チームの結果を受けて、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨における広域避難対策・避難所外避難者対策の実施に基づく、石川県からの提言（次項以降詳細）への聴取意見、成果物のアウトラインについて確認を行う。



【報告】

(2) 令和6年奥能登豪雨への対応

- 広域避難対策に係るロールプレイング
- 広域被災者データベース・システム デモンストレーション

令和6年奥能登豪雨の対応について

- 2024年9月21日、低気圧と前線の影響により**奥能登エリアで豪雨が発生（令和6年奥能登豪雨）**。
- 輪島市から2次避難の要請を受け、広域避難の実施を決定。
- 広域避難を実現するにあたり、輪島市、石川県、委託先、七尾市間で以下の整理を行い、業務フローを構築することが求められた。

業務担当課(協力・委託先含む)

- 1.業務担当課及び事務分担等の把握
- 2.想定する関係者及び体制の把握（応援協定、委託等）
- 3.避難窓口、広域避難、避難所運営に係る業務内容の把握

確認が必要な情報

- 1.広域避難を行うにあたり必要な情報の把握（扱う人、時期、項目、形式、システムの有無等）
- 2.データ標準の可否、要否
- 3.複合災害が発生した場合の個人情報の共有範囲、本人同意の取得の必要性等

- 当初、検証チーム調査で明らかにする必要のあった、広域避難に係る実態（現状・課題）について、今回の奥能登豪雨での対応を通じて検証し、明らかにできると想定。同時に広域避難対策に必要な機能と業務フローを検討するため、**奥能登豪雨における二次避難対応を優先**することとした。
- 能登半島地震における広域避難の業務担当課や確認が必要な情報など、今回の広域避難対策を通じて明らかにできない内容については、第2回構築検討WG以降で、奥能登豪雨の対応を踏まえつつ調査（アンケート）を実施予定である。



【参考】令和6年能登半島地震/令和6年奥能登豪雨に係る情報収集と避難対策

広域災害対応	令和6年能登半島地震	令和6年奥能登豪雨
発災 人的/住家被害	1/1 死者397名/行方不明3名/87,577棟（10/4時点）	9/20-21 死者14名/414棟（10/9時点）
情報収集/把握	<p><状況把握の困難性> 【通信】6市町の約80%で障害 【発災】日没近く、航空機等で情報収集が困難</p> <p><被災地進入・活動の困難性> 【地理】半島と山がちな地形等の制約 【道路】42路線87か所通行止め、アクセスルートが遮断 【海路】隆起により、海路からの進入も制約 等</p>	<p><状況把握の困難性> 【通信】4市町で約30%で障害</p> <p><被災地進入・活動の困難性> 【地理】〃 【道路】25路線48か所通行止め、アクセスルートが遮断 【海路】〃</p>
1次避難/孤立	<p>【避難所】423か所、40,688人 【孤立】2市2町_24地区/3,345人</p>	<p>【避難所】9/22_108か所/1,453人 【孤立】9/22_2市1町/115か所</p>
広域避難 判断/指示発令	<p><インフラ・ライフライン/避難生活> 【水】6市町約34,400戸が断水（送水管破損※長期断水の見込） 【電気】約39,900戸が停電 【住家】全壊6,055棟、半壊18,081棟 【避難者】過疎地域かつ高齢者が多数 ※要配慮者多数</p> <p><広域避難の判断> 【避難が必要な被災者】 ・県が広域避難を呼びかけ（避難生活の長期化が見込まれること、避難者の生活環境を確保する必要から）</p> <p>【避難先確保】 ・1/8_1.5次避難所1施設、約500名分確保 ・1/9_2次避難所168施設、約5,000人分確保</p>	<p><インフラ・ライフライン/避難生活> 【水】3市町約5,000千戸断水(水道施設停止、送水管破損) 【電気】約6,500戸が停電 【住家】全壊16棟、床上/下浸水398棟（仮設床上浸水222棟） 【避難者】 〃</p> <p><広域避難の判断> 【避難が必要な被災者】 ・市町から2次避難の要請を受けた後、市町との協議の上、避難者への広域避難の意向調査を実施</p> <p>【避難先確保】 ・一次的な避難施設（1.5次避難所）は設けない ・9/30_2次避難所36施設、約900人分を確保</p>

【参考】広域避難対策に係る業務フローの検討プロセスについて

< 令和6年奥能登豪雨に係る広域避難対策で得た気づき >

- 災害規模や避難者数等に応じた業務フローの検討が必要 ⇒ 災害現場に応じて業務フローが異なる
- 発災前に関係者間で業務フローの決定に必要な事項を合意が必要 ⇒ 発災後、被災市町で業務フローの整理は困難

日時	事象・対応
9/21(土)	「令和6年奥能登豪雨」が発生。災害救助法の適用（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）
9/22(日)	【避難所】9/22_108か所/1,453人、【孤立集落等】9/22_2市1町/115か所 ※9/22_県災対本部員会資料より
9/26(木)	輪島市の要請を受け、県が2次避難の受入、輪島市に2次避難受付、健康チェック窓口開設準備を進める。
9/27(金)	県が2次避難に係る業務フロー（案）、被災者データベース、健康相談用システムを構築
9/30(月)	・県担当課及び委託事業者によるリハーサルの実施（@石川県庁） ・県が、避難先市町に対し、健康相談に係る説明会を開催（@オンライン）
10/2(水)	輪島市が県に広域避難を希望する避難者リスト（65人）を提供
10/3(木)～4(金)	県が避難先市町に健康相談用端末を配布（タブレット、wifiルーター等）、操作説明（@避難先市町）
10/3(木)～4(金)	輪島市が2次避難を希望する避難者に対し、2次避難先（ホテル等への避難可否）を連絡
10/4(金)	県がホテル等に2次避難する避難者に健康確認、申込場所/日時を案内
10/7(月)	県が2次避難受付窓口を開設（@輪島市役所）
10/9(水)～10(木)	県が避難者に2次避難先・移動手段の連絡
10/11(金)	広域避難者が2次避難先に移動を開始

【参考】令和6年能登半島地震/令和6年奥能登豪雨に係る広域避難の業務フロー比較

奥能登豪雨における広域避難対応では、業務フローの作成にあたっての合意形成プロセスを踏んだことで、広域被災者データベース・システムの活用を前提とした、業務フローを作成することができた。その結果、関係者間での情報共有が迅速かつ容易になった(例:県が実施した健康確認結果の避難先市町への共有)

広域避難業務における業務フロー

能登半島地震

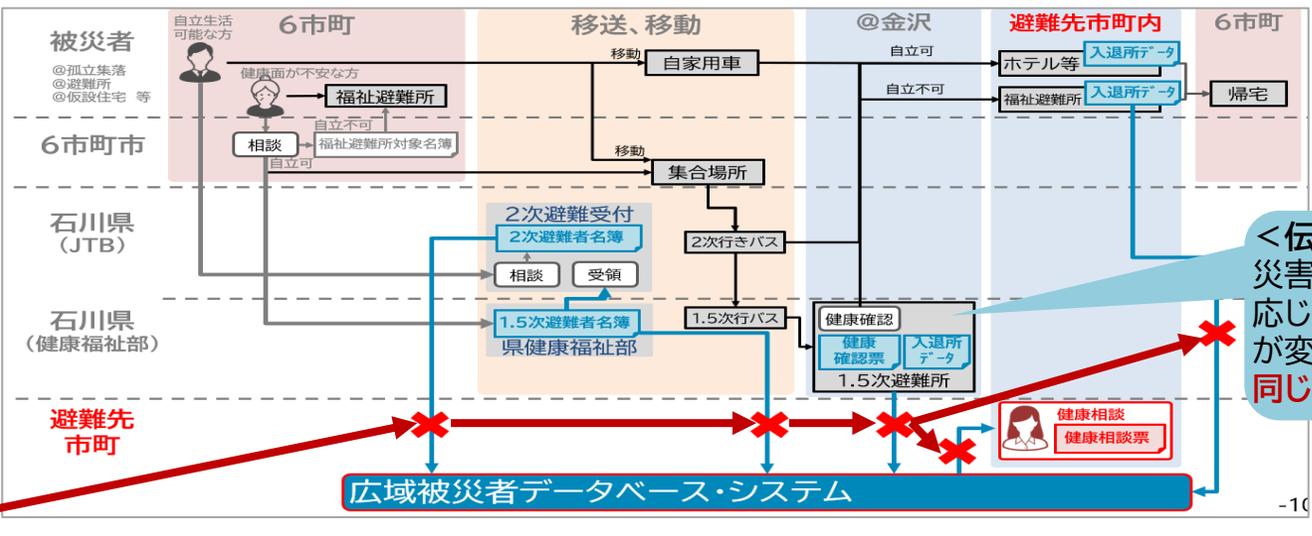
奥能登豪雨

【合意形成プロセス】なし

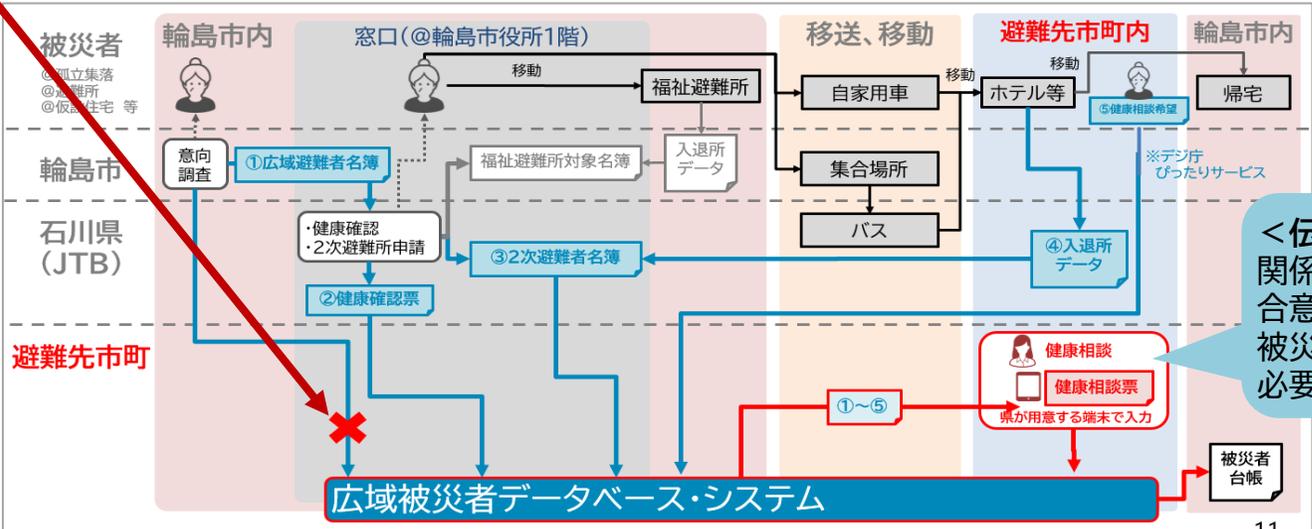
<伝えたいこと>
 発災前に関係者間で業務フローの決定に必要な事項を合意しておく必要がある。
 発災後、被災市町で業務加-の整理は困難であり、事前に合意がなければ情報連携出来なかった【×】

【合意形成プロセス】あり

- ✓ ステークホルダーの特定 (避難元、県、避難先等)
- ✓ 役割、体制の整理
- ✓ 広域被災者DBを活用した業務フローの作成
- ✓ (適宜)情報連携



<伝えたいこと>
 災害規模や避難者数等に応じて広域避難の業務フローが変化する。(災害現場では同じやり方は通用しない。)



<伝えたいこと>
 関係者で業務フローを協議、合意形成を図ることで、被災者支援(健康相談)に必要な情報連携が実現

【参考】被災市町の意見(令和6年能登半島地震)

<インフラ・ライフライン/避難生活(能登町)>

- ・1/4時点で5,500人以上の避難者が避難所生活。(最大70カ所超、小/中学校7、公民館等21、自主40数カ所)
- ・**道路損壊**で外部の応援がない中(1週間程度)、**町役場職員が昼夜を問わず避難所運営**を担当(避難所/物資拠点で人手が不足)
- ・インフラ被害で慢性的な交通渋滞が発生(金沢から日帰不可、宿泊場所の確保困難)
- ・発災7~10日の間に応援職員が現地入り、避難所運営を開始(1/22_5県による応援体制が構築)
- ・(応援自治体コメント)応援自治体が避難所運営を引継ぎ、町職員が復旧業務に専念できるようにすることが最優先課題。
- ・**高齢避難者が多く、避難生活の長期化による体調悪化が予想され、避難所の環境改善が課題。**
- ・奥能登のほぼ全域で給水が停止。復旧は、1月末で全世帯の20%、2/20に50%、3月末90%、5月2日完全通水
- ・物資、段ボールベッド展開は、災害協定が活かされた(民間事業者との協定) ※**一方で県内自治体間のカウンターパートの重要性を再認識**
- ・震災1カ月後、避難者は1,000人以下に減少。応援業務を避難所運営から罹災証明書発行/住家被害調査にシフトする検討を開始
- ・避難所縮小は被災者事情を考慮した判断が必要、正解がない。(一部避難所運営を住民に任せ、仮設住宅の完成に伴い徐々に閉鎖)

<避難対策の課題(能登町、志賀町)>

- ★**現場対応で精いっぱい、状況把握は県で対応する仕組みが必要**
- ・リエゾン職員は役割の明確にし、国や県との情報共有を担ってほしい
- ・災救法が適用された場合、県が主体的に被災者支援を行うことが重要
- ★**発災後、災害対応で市町職員が業務フロー整理まで手が回らない**
- ★**避難者が多い場合、紙運用は無理(特に発災ピーク時は人力は無理)**
- ★**避難所は名簿様式が異なり、集約が大変、様式統一が必要**
- ★**名簿の作成には、基本4情報+居所+タイムスタンプが必須**
- ・健康保険証廃止を見据え、**マイナンバー活用を前提に検討が必要**
- ・避難先での健康観察では、服薬等の情報共有も検討が必要
- ・被災市町は域内で手一杯、広域避難者は避難先市町に支援してほしい
- ・タイムスタンプは、時点が古い情報が共有されると混乱するため必要。

<応援自治体からのコメント>

- ★**災害現場で同じやり方は通用しない。**状況に合った方法を考え実行する必要
- ・短期間で職員が入替わる。理想論や個人の持論が出ないように注意が必要
- ★**被災自治体に負担をかけないことが最も重要**
- ・リエゾンがばらばらに接触すると混乱を招く、窓口の一本化、情報共有が重要
- ・県と市町村は予算規模が異なる、具体的な予算の裏付けない提案は避ける
- ★**現場は流動的、状況に応じた意思決定が求められる**
- ・応援業務は、時間経過で変化(避難所運営/被害調査/申請/発行/公費解体)
- ・リエゾン職員の引継ぎは独自に行われ、議論の手戻りも生じる。
- ・これほど大規模な派遣は制度創設以来初めての経験。
- ・被災市町間での対応/取り組みの情報共有が有意義。

【参考】広域避難先市町の意見(令和6年能登半島地震)

<県内市町(小松市)への2次避難>

- ・地震発生から3日、市長が2次避難の受入れを表明
 - ・県は、孤立集落解消に向け、旅館等の協力を得て、加賀地方に2次避難を開始
 - ・**1/6 航空自衛隊小松基地に地震で孤立した輪島市深見町の住民60人を搬送**
- ホテル等に避難する金沢市への避難に比べ、集落避難は比較的スムーズに思えた。

<2次避難所への搬送>

- ・小松市は当初、住民の受入時、基地一室で住民から健康状態の聞取る段取りを想定
 - ・**県から小松市に直前に届いた名簿からは、高齢者が多いことだけが分かった。**
 - ・基地到着後、**大半の避難者は1人で歩くことが困難なほど衰弱**していた。
- 市_横山市長公室部長コメント:避難者は、バスを乗降りできる状態ではなかった。
- ・市は、**住民をバスに乗せたまま『部屋割り』と『保健師が体調をチェック』を実施**
 - ・避難者**全員への対応が終わらないまま搬送を優先せざるを得なかった。**
- 市職員コメント:「飲む薬が分からない時が一番困った」、「服薬できないことで体調悪化の不安」
- ・旅館**到着後、脱水症状や低血糖が起き、職員が同行し公用車で病院搬送**
- 小松市長コメント「走りながら考えて対応する場面が多かった。」

<2次避難所の被災者支援>

- ・市は、市内介護施設や市医師会責任者と連絡を取り、翌7日(日)も対応
- 市_松野こども家庭部長コメント_翌日も対応しなければ手遅れのリスクがあった。
- ・ケアマネと医師の派遣を取付け、翌朝から保健師らの健康チェックを再開。
 - ・旅館で生活できないと判断された人は、市内の高齢者施設に移った。

<2次避難の受入れに係る課題>

- ・『要介護度』など詳細な避難者情報の共有が重要
- 市_横山市長公室部長コメント
送り出す前の聞取りが十分でないと想定した対応が後手に回る。

<避難先市町の継続的な対応>

- ・罹災証明等の手続きの相談を受ける特別チームを設置、生活再建支援を実施
 - ・現在も保健師が旅館に残る2次避難者を訪問、地域に戻り生活可能か見極めを継続
- 市_松野子ども家庭部長コメント
医療機関や介護事業者、県や被災自治体と連携し、途切れない支援を行いたい。

【報告】

(2) 令和6年奥能登豪雨への対応

- 広域避難対策に係るロールプレイング
- 広域被災者データベース・システム デモンストレーション

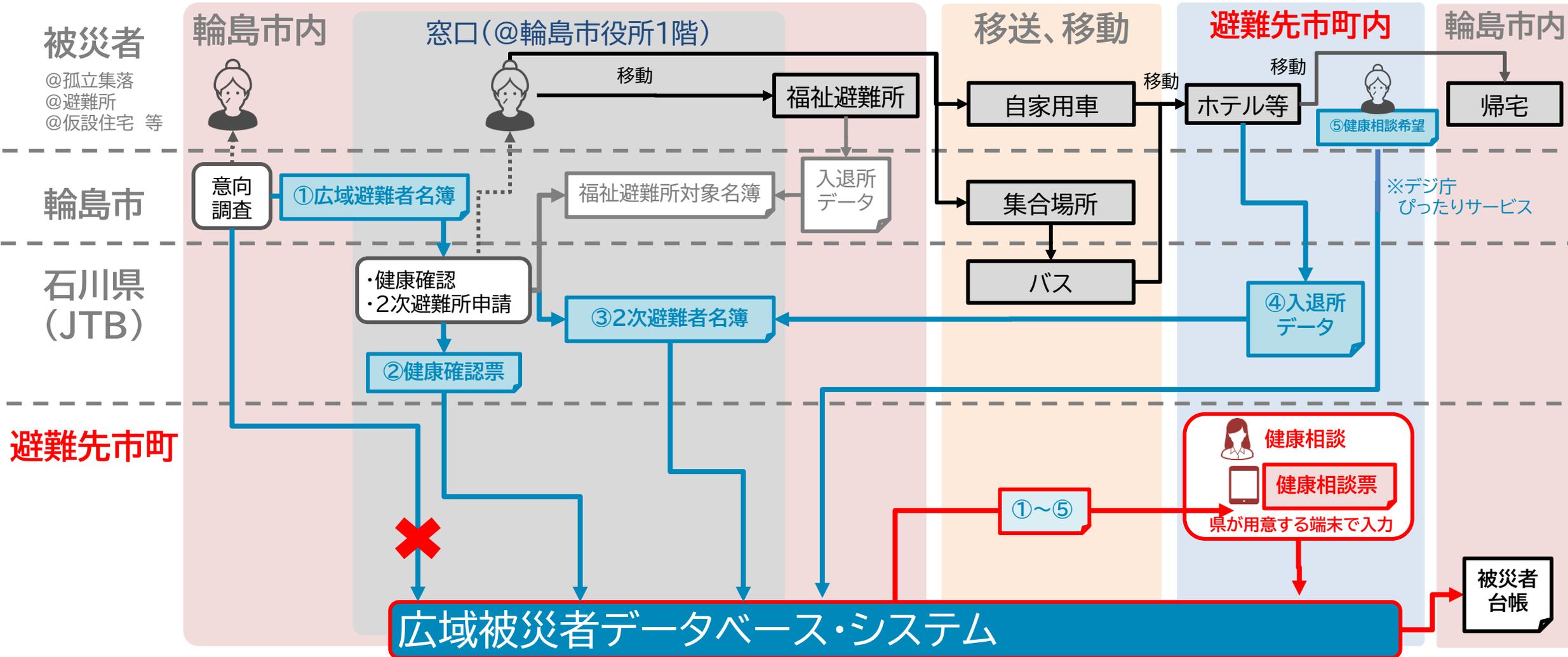
本日は、令和6年奥能登豪雨で実際に行った広域避難対応について、当時使用された申請書や広域被災者DB(デモ画面)を活用しながら、ロールプレイを実施します

《ロールプレイの目的》

- 今回の令和6年奥能登豪雨での広域避難対応において、広域被災者DBがどのように活用され、能登半島地震の際と比較して、どのような効果が見られたのか等について、理解していただきたい
- 今回の対応を踏まえて、本事業における論点の方向性(後述)のすり合わせをさせていただきたい

令和6年奥能登豪雨における広域避難対応の業務フロー

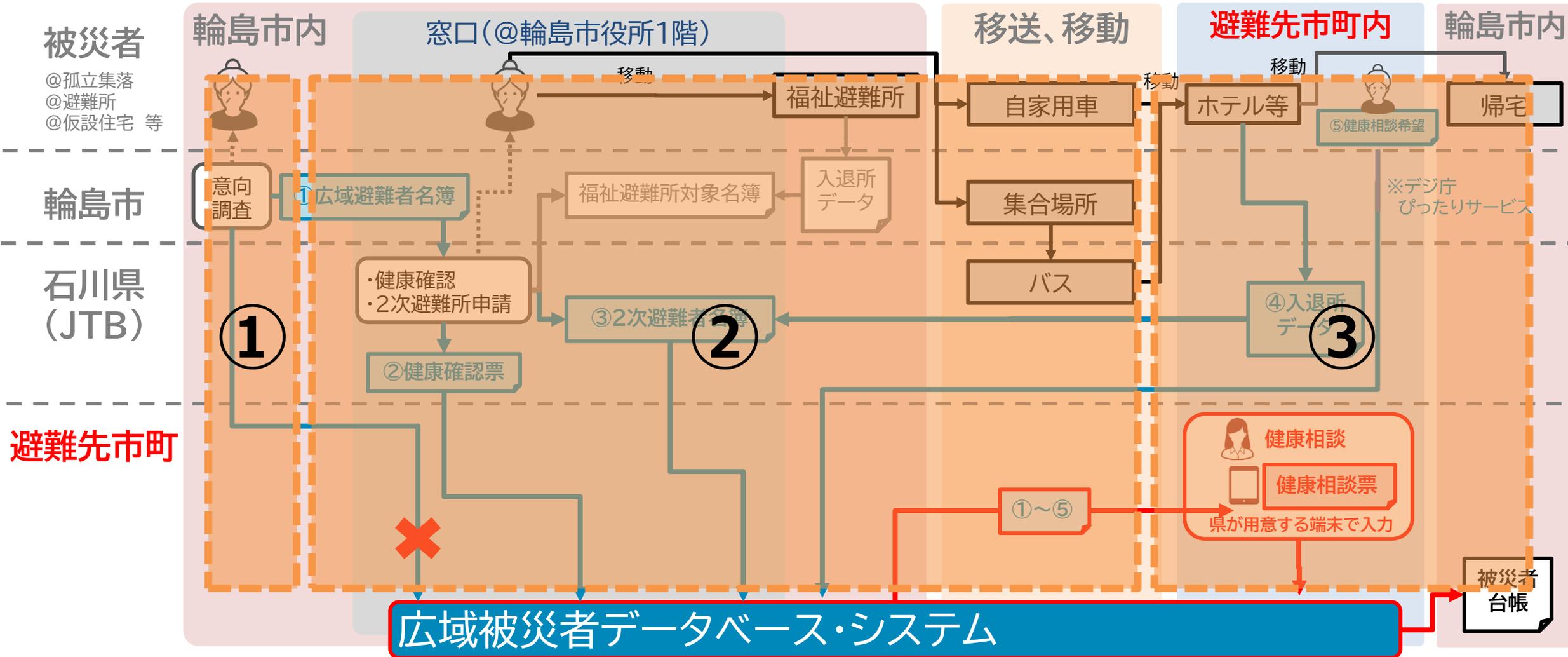
奥能登豪雨における広域避難対応の業務フロー



令和6年奥能登豪雨における広域避難対応の業務フロー

本日は、奥能登豪雨における広域避難対応の以下シーン①～③について、ロールプレイを実施します

奥能登豪雨における広域避難対応の業務フロー



【参考】奥能登豪雨における広域避難対応のシーナー覧（詳細シナリオ）

奥能登豪雨における広域避難対応のシーン(①②③:詳細シナリオ)

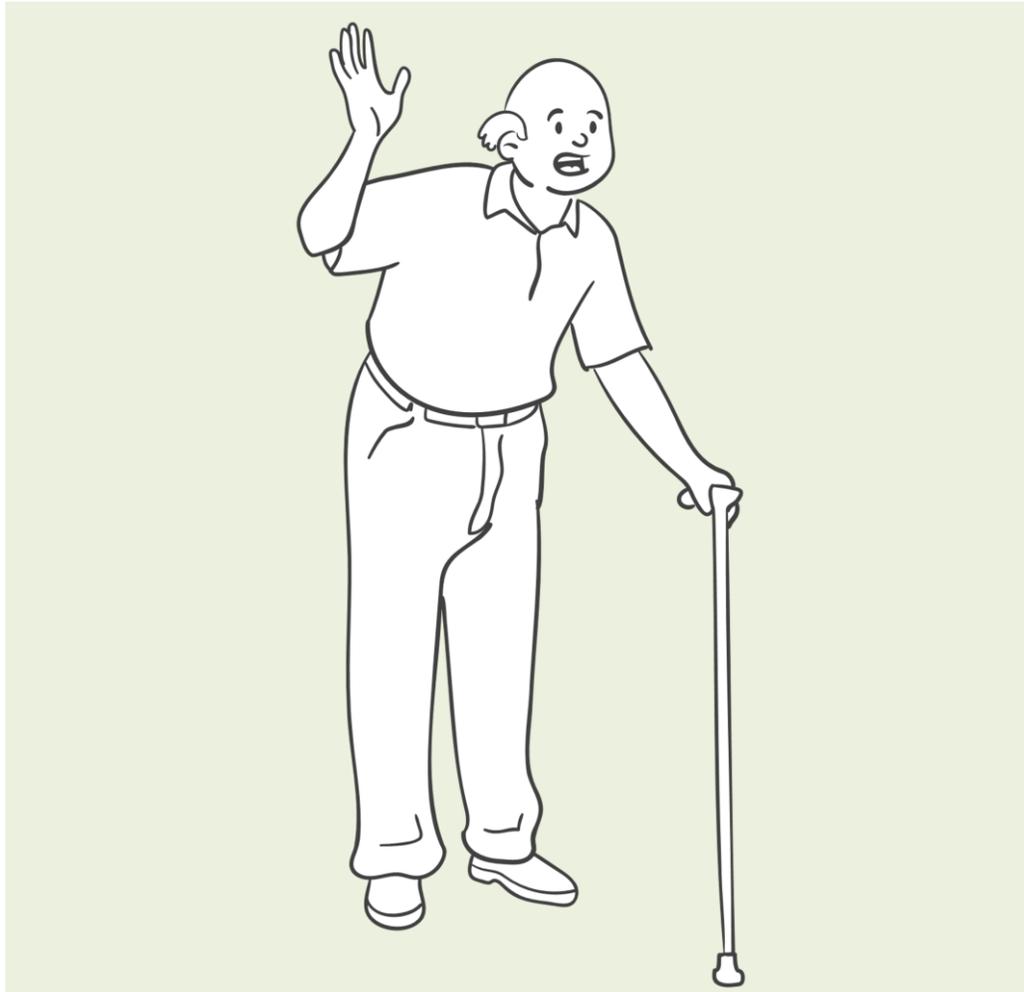
シーン	説明
①_意向調査 (所要10分/人) @輪島市指定避難所 市保健師1/被災者1	<ul style="list-style-type: none"> ① 意向確認（市保健師が避難者本人に対し、「本人であること/2次避難の意向」を確認する。） ② 実態把握（避難者が2次避難所で自立生活が可能か確認する。） ③ 今後の手続き説明（後日、県から2次避難所申込手続きに関する連絡がある旨を伝える。）
県(JTB)から電話連絡 県委託事業者1/被災者1	<ul style="list-style-type: none"> ①【電話】JTBから避難者に対して、2次避難所申込手続きをご案内したい旨をお伝えする ②10/7、10/8において、ご都合のよい時間と場所をお聞きする ③10/7の午前中、輪島市役所がよいとの回答を得たので、来所をお待ちしている旨をお伝えする
②_2次避難受付窓口 県保健師1/県委託事業者2 被災者1	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康確認（県保健師、委託事業者が避難者本人に対し、「本人であること」を確認し、「健康確認票」の記載を依頼する。） ② 健康確認票の記載（避難者本人が「健康確認票」を記載する。） ③ 健康状態を評価（県保健師が、2次避難所への入所の可否を評価し、2次避難所の申込窓口へ誘導する。） （ブースを移動） ④ 2次避難の申込（県委託事業者が避難者本人に対し、「申込書」の記載を依頼する。） ⑤ 申込書の記載（避難者本人が「申込書」を記載する。） ⑥ 宿泊施設滞在における同意事項の説明（県委託事業者が避難者本人に対し、「同意事項」を伝える。） ⑦ 今後の手続き説明（後日、県から2次避難先、移送/移動方法等に関する連絡がある旨を伝える。）

【参考】奥能登豪雨における広域避難対応のシーナー覧（詳細シナリオ）

奥能登豪雨における広域避難対応のシーン(①②③:詳細シナリオ)

シーン	説明
(翌日) ワンストップ窓口 ・県 (JTB) 2 ・被災者 1	<ol style="list-style-type: none"> ① 避難者が再度来所されたので、お名前の確認する ② JTBから避難者へ、案内書面をお渡しし、2次避難所の場所とチェックイン方法についてご案内
(翌々日) 2次避難所 ・ホテル 1 ・被災者 1	<ol style="list-style-type: none"> ① 避難者が来られたので、お名前の確認する ② 2次避難所が避難者に入所届を記入してもらう
③ (翌々日以降) 健康相談 ・七尾市保健師2 ・被災者1	<p>七尾市保健師が電話連絡し、事前に訪問日時を伝える。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 健康相談（市保健師が2次避難所を訪問。避難者本人に対し「本人であること」を確認し、「輪島市意向調査」及び「県健康確認」で把握した「配慮が必要な事項」等を考慮し、「健康相談」を実施する。） ② 健康相談の説明（必要に応じて継続的に健康相談に何う旨を伝える。）

今回のロールプレイにおける登場人物（避難者）



- **氏名**
 - ・ 石川 太郎（イシカワ タロウ）
- **生年月日**
 - ・ 1944年1月1日（80歳）
- **性別**
 - ・ 男性
- **住所**
 - ・ 輪島市河井町●番地（独り暮らし）
- **一次避難先**
 - ・ 輪島市指定避難所
- **健康状態**
 - ・ 特段の障害なし、高血圧、アレルギー、服薬あり（睡眠薬）
- **配慮が必要なこと**
 - ・ 持病の腰痛を抱えるが、自力で歩行は可能
 - ・ 精神面でやや不安定だが生活に支障はなし

令和6年奥能登豪雨広域避難ロールプレイング

令和6年奥能登豪雨 広域避難ロールプレイング

※URLを共有した関係者にのみ限定公開

【参考】意向調査票（シーン①）

様式1-①
 (高・障)実態把握票 面接日 年 月 日 面接相手() 面接者()

対象者 氏名	(フリガナ)	男・女	年 月 日生(歳)
住所		電話	

相談内容

主訴
(不自由・困りごと等)

緊急連絡先

氏名	続柄	住所	電話

家族構成

《ジェノグラム》 ☆キーパーソン 独居・高齢者世帯・日中独居・その他

健康管理(現病歴)

疾病名	医療機関・かかりつけ薬局	※ 服薬状況	受診状況・症状・必要な処置等
		無・有(回/日)	

福祉手帳・介護認定

障害者手帳	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	身障(級 部位)・療養(<input type="checkbox"/> A・ <input type="checkbox"/> B)・精神(級)
介護・障害	介護認定 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(支援1・2・介護1・2・3・4・5)	
認定の有無	障害者支援区分認定 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(支援区分 1・2・3・4・5・6)	
利用サービス		ケアマネ・相談支援員

生活状況

身体症状	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(麻痺・拘縮・筋力低下・しびれ・痛み・坐位保持・立位保持)
※ ADLの状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(食事・排泄・入浴・衣服着脱・整容・移動)
IADLの状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(掃除・洗濯・買物・調理・金銭管理)
※ 精神症状	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(うつ症状・閉じこもり・不安・認知症・知的障害・精神障害)
行動障害	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(集団不適合・パニック発作・接触過敏・聴覚過敏)
コミュニケーション	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 困難あり(視力・聴力・言語障害・その他)
環境状況	<input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> ベッド使用 <input type="checkbox"/> 段差昇降時手すり必要 <input type="checkbox"/> シャワーチェア使用

食事

食物アレルギー	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり	今までの生活の様子(1日の過ごし方) 0 6 12 18 24
形態	<input type="checkbox"/> 常食 <input type="checkbox"/> きざみ食 <input type="checkbox"/> ミキサー食 <input type="checkbox"/> とろみ <input type="checkbox"/> その他()	
口腔・嚥下機能	<input type="checkbox"/> 嚥下(<input type="checkbox"/> 有(上・下) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 問題なし <input type="checkbox"/> 問題あり()	

住環境

持家(一戸建て)	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅(公営・民間含む)	<input type="checkbox"/> 社宅	<input type="checkbox"/> その他()
住宅の状況	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> その他()		
ライフライン	水道(可・不可・不明)・電気(可・不可・不明)・ガス(可・不可・不明)		
今後の見通し	<input type="checkbox"/> 見通しつかず <input type="checkbox"/> 落ち着いたら帰る <input type="checkbox"/> 子ども・親戚の家へ行く <input type="checkbox"/> その他()		

判断・理由・配慮すべき事項

本書における実態把握に基づき、対象者の避難生活継続にあたっては、福祉避難所を利用することが適切であると判断する。

年 月 日 担当者氏名()

【一般避難所から福祉避難所への移動手段】 自家用車・家族の送迎・その他()

✓ 1次避難所（仮設住宅含む）にて、輪島市職員が避難者に対して左記の項目に関するヒアリングを実施する

✓ 健康上の問題等により、2次避難所への避難が難しいと判断された場合は、福祉避難所への避難を案内する

【参考】健康確認票（シーン②）

実施日	2024年 月 日	
整理番号	_____	

健康確認票

・2次避難所（ホテル、旅館）のご利用が可能な方は、自立した生活が可能です。
 ・本票は避難者一人につき一枚記入の上、職員に提出してください。

氏名(フリガナ)	性別	生年月日	年齢
()	男・女	明・大 昭・平 令	年 月 日 歳
被災前住所(1月1日時点の住所)		携帯電話番号(日中連絡が取れる連絡先)	
障害の程度			
<input type="checkbox"/> 特段の障害なし <input type="checkbox"/> 介護保険(介護度) <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳(級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(級) <input type="checkbox"/> 精神保健福祉手帳(級) <input type="checkbox"/> その他 { }			

不安のある行動がある場合には、該当する項目をお知らせください

<input type="checkbox"/> 特段の支障なし	食事	衣類の着脱	排泄	移動	意思疎通	その他()
<input type="checkbox"/> 一部介助						
<input type="checkbox"/> 全介助						

介助者の氏名(続柄) _____

病気や薬などの情報がある場合には、該当項目をお知らせください

<input type="checkbox"/> 特段の支障なし	
現在治療中の病気 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 高脂血症 <input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 心疾患 <input type="checkbox"/> 脳血管疾患 <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患 <input type="checkbox"/> 肝疾患 <input type="checkbox"/> 腎疾患 <input type="checkbox"/> 精神疾患 <input type="checkbox"/> 感染症・結核 <input type="checkbox"/> 難病 <input type="checkbox"/> アレルギー <input type="checkbox"/> その他	医療器材・器具 <input type="checkbox"/> 在宅酸素 <input type="checkbox"/> 人工透析 <input type="checkbox"/> その他()
服薬状況	
あり ・ なし	
薬は何日分ありますか？ 次回受診予定日： _____	
かかりつけの医療機関	
食事への配慮 必要 ・ 不要 塩分制限食 糖尿病食 アレルギー食 透析食 乳幼児用の食品 その他	通院頻度： 通院手段：

下記の事項をご確認の上、口をお願いします

ご提供いただいた個人情報は、令和6年低気圧と前線による大雨に伴う災害に関して適切な支援¹⁾、
 情報提供²⁾、対応の検証を行う目的で、被災市町、広域避難者の受入市町村、都道府県、学術研究機関、
 民間の支援団体等に必要範囲で共有することに同意します。
 *1 石川県地域防災計画における被災者への支援(義援金配分・安否確認・情報分析等)
 *2 各種支援制度の周知 等

		氏名 _____	
バーセルインデックス(Barthel Index)抜粋			
	点数	質問内容	○・×
1	15	45分以上の歩行ができますか(杖・歩行器・車椅子、歩行器は除くの使用の有無は問わず)	
	10	45分以上の歩行ができませんが(杖・歩行器・車椅子、歩行器は除くの使用の有無は問わず)	
	5	歩行不能の場合、車椅子にて45分以上の歩行が可能	
	0	上記以外	
2	10	一人で登れますか(自立、手すりなどの使用の有無は問わない)	
	5	介助または監視を要する	
	0	不能	
3	10	一人でトイレに行くことができますか(自立(衣服の操作、後始末を含む、ポータブルトイレなどを使用している場合はその洗浄も含む))	
	5	部分介助、体を支える、衣服、後始末に介助を要する	
	0	全介助または不可能	
4	10	一人でできますか、失敗することはありませんか(失禁なし、膀胱、坐薬の取り扱いは可能)	
	5	ときに失禁あり、膀胱、坐薬の取り扱いに介助を要する者も含む	
	0	上記以外	
5	10	前項目と同様(失禁なし、収尿器の取り扱いも可能)	
	5	ときに失禁あり、収尿器の取り扱いに介助を要する者も含む	
	0	上記以外	
6	5	一人で入浴できますか(自立)	
	0	部分介助または不可能	
7	10	一人で食事ができますか(自立、自助具などの装置可、標準的食事に食べ残す)	
	5	部分介助(たとえば、おかずを切って細かくしてもらう)	
	0	全介助	
8	10	ひとりで着替えはできますか(自立、靴、ファスナー、装具の着脱を含む)	
	5	部分介助、標準的な時間内、半分以上は自分でできる	
	0	上記以外	
9	5	自立(洗面、整髪、歯磨き、ひげ剃り)	
	0	部分介助または不可能	
10	その他配慮が必要な事項		

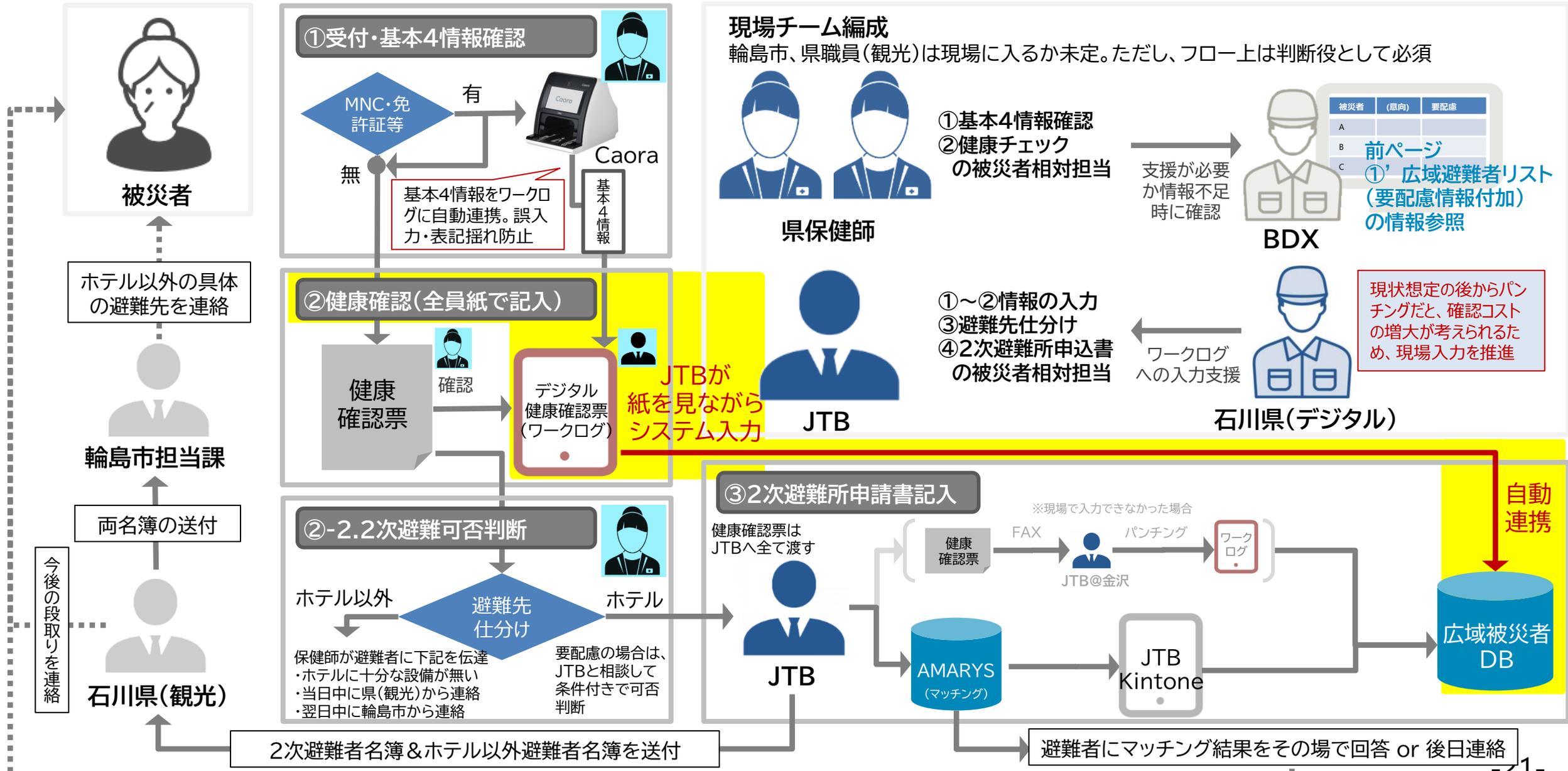
評価	2次避難所への入所	可 ・ 要配慮 ・ 要検討
		※配慮が必要なこと ・ 階段の上り下りが難しい(エレベーターが必要) ・ 大浴場での入浴が難しい ・ 通院など外出への配慮(自家用車なし) ・ その他()

確認者 _____

✓ ワンストップ窓口にて、保健師が避難者に対して、左記の項目に関してヒアリングを実施し、最終的な2次避難所への入所可否を判断する

✓ ヒアリング内容をシステム(ワークログ)に直接入力することも可能であるが、紙に記載した場合は、その後委託事業者(JTB)が手動でパンチング作業を実施する必要がある

【参考】健康確認票（シーン②） ※広域被災者DB・システムへのデータ取込作業



【参考】二次避難所申請書（シーン②）

石川県内の 宿泊施設における 2次避難所の 申込書

申込日 / 2024年 月 日

① 【申込グループ】

申込代表者情報	代表者氏名	トリアージNo
	連絡先(携帯電話)	
	緊急連絡先(親族等) 本人との関係 ()	

申込No (事務局記入欄)		
決定ホテル・旅館		
受付担当	確認担当	

↓ 申込代表者と避難希望者が同一の場合もご記入ください。

避難希望者情報	ふりがな		能登半島地震発災前の自宅住所	豪雨発生前の居住地	生年月日	食事付の有無	移動手段	車椅子の持込有無	透析	妊産婦
	氏名	性別								
	男	〒		自宅 仮設住宅 仮設住宅No. [] 市 [] その他 []	大・昭・平・令 年 月 日	3食付 食事なし	貸切バス 自家用車等	電動 手動 なし	あり なし	
	女									
	男	〒		自宅 仮設住宅 仮設住宅No. [] 市 [] その他 []	大・昭・平・令 年 月 日	3食付 食事なし	貸切バス 自家用車等	電動 手動 なし	あり なし	
	女									
	男	〒		自宅 仮設住宅 仮設住宅No. [] 市 [] その他 []	大・昭・平・令 年 月 日	3食付 食事なし	貸切バス 自家用車等	電動 手動 なし	あり なし	
	女									
	男	〒		自宅 仮設住宅 仮設住宅No. [] 市 [] その他 []	大・昭・平・令 年 月 日	3食付 食事なし	貸切バス 自家用車等	電動 手動 なし	あり なし	
	女									

該当の方は○を付けて下さい。

- ✓ 2次避難所への避難が決まった避難者は左記の申込書を記入する
- ✓ その際、食事付きの有無や、移動手段、車椅子の持ち込み有無等の希望も伺い、2次避難先（旅館等）とのマッチングの際の参考情報とする
- ✓ 個人情報の利用及び提供に関する本人同意を取得

チェックイン希望日 チェックアウト日(予定)

② 【滞在希望期間】

2024年 月 日 から 2024年 月 日

③ 【宿泊施設での駐車場利用有無】

あり()台 / なし

④ 【ペットの同伴有無】

あり(種類 数) / なし

WA-202410

備考	
----	--

下記の事項をご確認の上、をお願いします。

- 裏面の宿泊施設滞在中の同意事項の内容に同意し、案内事項を遵守します。
- ご提供いただいた個人情報は、令和6年低気圧と前線による大雨に伴う災害に関して適切な支援(※1)、情報提供(※2)、対応の検証を行う目的で、被災市町、広域避難者の受入市町村、都道府県、学術研究機関、民間の支援団体等に必要範囲で共有することに同意します。
(※1)石川県地域防災計画における被災者への支援(義援金配分・安否確認・情報分析等)、(※2)各種支援制度の周知 等

【参考】二次避難所申請書（シーン②）

宿泊施設滞在における同意事項

チェックイン（入所）について

チェックイン日（入所）当日に、宿泊施設へ「入所届」を提出してください。

〈宿泊施設までの移動〉

【自家用車をご利用の方】

- 駐車場所は宿泊施設の指示に従ってください。
※駐車代が有料となる施設については自己負担をお願いします。
- 客室に持ち込める荷物の量・種類には限りがある場合があります。
- 車両の破損や盗難などの責任は一切負いません。あらかじめご了承ください。

【貸切バスをご利用の方】

- 荷物は可能な限りコンパクトにまとめてください（大き目のカバン1つを目安）。
- 貸切バスは到着後回送します（他の場所へ移動）ので忘れ物には十分ご注意ください。
- 座席は自由席です。人数が多い場合は席をお譲り合わせの上ご利用ください。
- 運行ルートやトイレ休憩の有無などはバスに同乗する担当者のご案内いたします。

〈お部屋〉

- 部屋タイプについてのご要望はお受けできません。
- 1部屋あたりの人数は申込グループ単位となるよう優先しますが、お部屋の定員や利用人数によりお部屋が分かれる場合もあります。あらかじめご了承ください。
- 部屋を隣同士や同フロアにする、喫煙禁煙を希望する等、部屋割に関するご要望はお受けできません。

〈ご入浴〉

宿泊施設もしくは近隣のお風呂をご利用ください。
※利用できるお風呂は、大浴場や各部屋付きの浴室など、宿泊施設や部屋タイプなどで異なります。

〈お食事〉※食事付の場合

- 1日3食（朝・昼・夕）を提供します。
※食事の時間・場所・内容については宿泊施設にてご確認ください。
- ※通常営業時に宿泊施設が提供している料理とは異なります。ご了承ください。
- ※個別の食アレルギーや食事制限・離乳食等の対応はお受けできません。ご自身で成分を確認の上お召し上がりください。

自己負担となるもの

売店での買い物、洗濯機の利用代、ご提供する食事以外の食事、お酒類、電話代、駐車場代（有料の場合）など、個人的にご利用されるものは自己負担となります。

滞在中について

- 外部からの面談等はフロントロビー等にてお願いします。大浴場等を利用する場合は有料となります。外部の方の食事を追加することはできません。
- 喫煙は決められた場所をお願いします。
- 布団の上げ下げ、シーツ交換はご自身でお願いします。シーツの交換頻度は宿泊施設により異なります。
- お部屋の掃除、タオル等の交換頻度は宿泊施設により異なります。
- お部屋のアメニティや備品類はご自身で準備ください。
- 必要に応じて宿泊施設の移転をお願いする場合があります。
- ご自身の宿泊施設や部屋の変更はできません

チェックアウト（退所）について

チェックアウト日（退所日）の前々日までに、宿泊施設へ「退所届」を提出してください。

その他

- 貴重品類（財布や携帯電話など）はご自身で管理してください。持ち込まれた私物の破損、盗難や紛失などが発生した場合、宿泊施設は一切責任を負いません。
- 滞在が長期に及ぶ場合、肉体的・精神的疲労から体調不良や持病の悪化などの症状が出る可能性があります。早めに周りの方や宿泊施設にお申し出ください。
- 宿泊施設や他の宿泊者様に迷惑となる行為は、固く禁じます。万が一該当する行為が発覚した場合は、直ちに退所いただきます。
- 施設のお部屋や設備に破損や汚れが生じた場合は、自己負担いただく場合がございます。
- 宿泊日や人数等の変更、及びキャンセルについては、必ず下記の連絡先までご連絡ください。（宿泊施設へ連絡いただいても、変更やキャンセルは承れません。）
なお、無連絡での変更やキャンセルが生じた場合、それによって生じた費用を自己負担いただく場合がございます。
- 2次避難する理由がなくなったと輪島市または珠洲市が判断した場合は、速やかに退所いただきます。退所期限を超えた場合の宿泊費は、自己負担となります。
- 輪島市または珠洲市が、2次避難者として県に要請していない方の宿泊費は、自己負担となります。（部屋に知人・家族が宿泊した場合、その方の宿泊費は、宿泊施設にお支払いください）
- 2次避難所における健康相談について
2次避難所には、保健師・看護師が健康相談に伺うことがあります。保健師・看護師へ相談を希望する場合は、こちらからご登録ください。
*平日中（9:00-17:00）のみの対応となり、その日のうちにご連絡できない場合があります。また、緊急の場合はご利用できません。



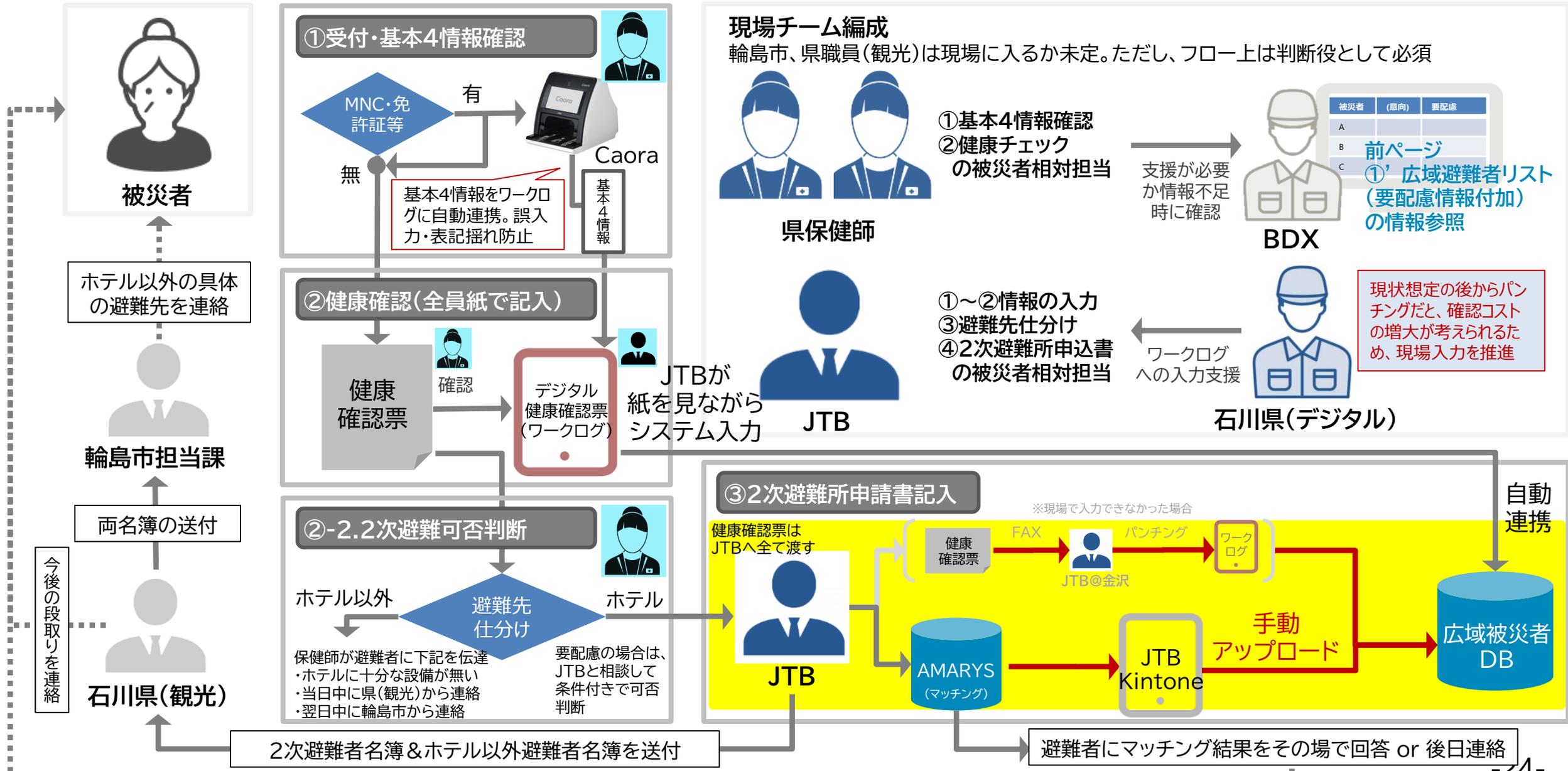
✓ 2次避難所における健康相談希望（ぴったりサービス）の案内を行う

変更・キャンセルの場合の連絡先 052-526-6216

受付時間 午前 9:30 ~ 午後 6:00

WA-202410

【参考】健康確認票（シーン②） ※広域被災者DB・システムへのデータ取込作業



【参考】デモ画面：健康相談票（シーン③）



保健師アセス

スペース: 健康調査票 アプリ: 保健師アセス

保健師アセス一覧

1 - 20 (43件中)

レコード番号	健康相談希望	氏名	受入県	受入市町	施設名	生年月日	障害の程度	日常生活の状況	身体的・精神的な状況	経過記録
53	対応完了/なし	[Redacted]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1985-12-18	特段の障害なし 療育手帳			表示する
52	対応完了/なし	[Redacted]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1959-08-07	その他	特段の支障なし		表示する
51	対応完了/なし	[Redacted]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1957-04-20	特段の障害なし	特段の支障なし	特段の支障なし	表示する
50	対応完了/なし	[Redacted]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1948-08-09	その他			表示する
49	対応完了/なし	[Redacted]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】岡田屋	1950-02-11	その他			表示する
48	対応完了/なし	[Redacted]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】民宿 能登島荘	1965-04-20	特段の障害なし	特段の支障なし		表示する
47	対応完了/なし	[Redacted]	石川県	七尾市	【能登豪雨二次避難用】お宿すず花	1958-12-23	特段の障害なし	特段の支障なし	特段の支障なし	表示する

⑤ ぴったりサービス

① 広域避難者名簿

③ 2次避難者名簿

② 健康確認票

保健師アセス

スペース: 健康調査票 アプリ: 保健師アセス 一覧: 保健師アセス一覧 レコード: 38718402

2次避難者名簿

ユニーク番号 uid ステータス

38718402 3208db75-1faf-5ec0-8630-7d3c3c4abb4b

氏名 フリガナ_氏 フリガナ_名 フリガナ

性別 生年月日 年齢 電話番号

女性 [Redacted] 38歳 [Redacted]

受入県 受入市町 施設名 部屋タイプ名称 チェックIN チェックOUT

石川県 七尾市 【能登豪雨二次避難用】岡田屋 【4人部屋/食事あり】 2024-10-14 2024-11-01

④ 入退所データ

> 健康調査票

- ✓ 保健師は、これまでの避難者の情報（健康確認表等）を参考に、2次避難所の避難者に対して健康観察を行う
- ✓ ヒアリングした内容は、健康相談表（ワークログ）に直接入力することで、県や支援者間での情報共有が可能になる

【参考】デモ画面：健康相談票（シーン③）



⑤ 健康相談票

2次避難所 個別相談表

初回相談日時	種別	種別(他)	対応者
<input type="text"/>	実態調査	<input type="text"/>	<input type="text"/>

区分	リスク項目
<input type="text"/>	<input type="text"/>

既往歴
<input type="text"/>

自覚症状	家族構成
<input type="text"/>	独居

食事提供	主な食事内容
なし	<input type="text"/>

食欲	咀嚼、嚥下の状況
あり	<input type="text"/>

食事制限	具体的対応
なし	<input type="text"/>

水分摂取状況
<input type="text"/>

食事で困っていること
<input type="text"/>

経過記録

※ 訪問区分は下記の定義で選択をお願いします。

- 区分1：2日に1回程度
- 区分2：1週間に1回程度
- 区分3：2週間に1回程度
- 区分4：4週間に1回程度

※ 健康相談について下記ご確認ください。

- 2次避難をされているご本人から保健師・看護師さんに相談がある場合に「あり」になります。
- 一度対応した場合は「対応完了」にステータス変更してください。

最終対応日時	次回対応予定日	訪問区分
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

健康相談希望	健康相談日時
対応完了/なし	<input type="text"/>

日時	手段	相談内容	指導・対応内容	対応内容(詳細)	訪問区分
----	----	------	---------	----------	------

レコード番号	作成者	作成日時	更新者	更新日時
53	Administrator	2024-10-09 15:46	Administrator	2024-10-10 16:07

【報告】

(2) 令和6年奥能登豪雨への対応

- 広域避難対策に係るロールプレイング
- 広域被災者データベース・システム デモンストレーション

【デモ】広域被災者データベース・システム(「データの分析」機能のイメージ)



【デモ①】

広域2次避難者統合ビュー

- ✓ 健康調査票(Kintone)や2次避難者名簿(Excel)、ぴったりサービス(PDF)のデータを名寄せ統合
- ✓ 広域避難前の訪問アセスメントに加え、健康チェック状況やチェックイン状況など特定の被災者に関する情報を一元的に閲覧可能
- ✓ 健康調査結果や退去予定日などの元データも閲覧可能

広域避難者検索ビュー (デモ)

Filter	氏名	年齢	健康調査ステータス (Kintone)	避難先施設 (JTB名簿)	チェックイン予定日 (JTB名簿)	入所届 (JTB名簿)	健康相談希望 (ぴったりサービス)	紐付き情報ソース
検索結果 65 紐付けている希望者のみ <input checked="" type="checkbox"/> 希望者のみ表示 注意: 被災者台帳上で検索した際に同一人物と判定できなかった人がいない場合は右記のリストには表示されません。	イシカワ アキラ	65才	健康チェック済み 2024年10月8日	ホテル イシカワ	2024年10月11日	2024年10月11日	未確認	応急仮設住宅名簿 1.5次避難者名簿 2次避難者名簿 義援金申請書
	イシカワ マサル	38才	健康チェック済み 2024年10月7日	ホテル ノト	2024年10月14日	2024年10月14日	未確認	応急仮設住宅名簿 義援金申請書 高齢者等把握事業 罹災証明書
	イシカワ カズキ	72才	健康チェック済み 2024年10月7日	ホテル				
	イシカワ モモコ	74才	健康チェック済み 2024年10月8日	ホテル				
	イシカワ モモコ	69才	健康チェック済み 2024年10月7日	ホテル				
	イシカワ ユキ	76才	健康チェック済み 2024年10月7日	ホテル				

個人の詳細を確認

現在の入所先
【能登豪雨二次避難用】岡田屋

高齢者等把握事業訪問 健康調査票 チェックイン チェックアウト予定日

2024年3月9日 9:15 2024年10月7日 18:33 2024年10月14日(月) 2024年11月1日(金)

詳細情報

健康調査基本情報

実施日 2024年10月7日(月)

概要

BI点数	なし	トイレ動作点数	10
入浴点数	5	排便点数	5
排泄点数	10	着替え点数	5
歩行点数	15	着替え点数	10
階段昇降点数	10	食事点数	10

その他詳細情報

【デモ②】

転入・転出アラート

- ✓ 他の名簿と組み合わせることで、退去した場合のみならず建設型仮設住宅などに移った場合も追跡可能
- ✓ 退去先の市町が異なる場合であっても、2次避難所での保健師アセスメント情報は引き継がれるため、新たな受け入れ先でも冗長的にならないよう支援を開始することが可能

アラート管理アプリ (デモ)

市町を選択してください。
七尾市

アラートを選択

- 転入アラート 9
- 転出アラート 8
- 未訪問アラート 200
- 名簿漏れアラート

→ 転入者候補一覧

新たに転入してきた世帯のうち、他の市町の公営・みなし・応急から引っ越してきたと思われる世帯を表示しています。

世帯主	住宅タイプ	転入前市町	避難先住所	情報ソース
イシカワ ヨシキ	みなし仮設	輪島市	石川県XXX市XXXX-XXXX	みなし仮設
イシカワ ノリコ	建設型仮設	名古屋市長東区	石川県XXX市XXXX-XXXX	見守りKintone
イシカワ アキ	みなし仮設	輪島市	石川県XXX市XXXX-XXXX	みなし仮設
イシカワ モモコ	みなし仮設	珠洲市	石川県XXX市XXXX-XXXX	みなし仮設
イシカワ ミユキ	みなし仮設	輪島市	石川県XXX市XXXX-XXXX	見守りKintone
イシカワ ヨシキ	建設型仮設	金沢市	石川県XXX市XXXX-XXXX	見守りKintone
イシカワ マサル	みなし仮設	輪島市	石川県XXX市XXXX-XXXX	みなし仮設
イシカワ サヤカ	建設型仮設	富山県	石川県XXX市XXXX-XXXX	見守りKintone
イシカワ マユミ	建設型仮設	内灘町	石川県XXX市XXXX-XXXX	見守りKintone

2024年9月12日 17:53 七尾市 建設型仮設

2024年8月2日 11:46 名古屋市名東区 公営住宅

【報告】

(3)広域避難対策・避難所外避難者対策の実施に基づく石川県から検証/検討チームへの提言

広域避難対策・避難所外避難者対策の実施に基づく石川県の気付き(詳細)

石川県の気付き	詳細
<p>① 広域避難対策では、標準業務フローに加え、その<u>合意形成のプロセス</u>が重要であった</p>	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震を踏まえて作成した広域避難における業務フローは、今回の奥能登豪雨においては、そのまま活用することができなかった。例えば、能登半島地震の際は、1次避難所→1.5次避難所→2次避難所という流れで広域避難を行ったが、今回は、2次避難の希望者が100人以下と能登半島地震に比べて小規模であったこともあり、1.5次避難所を設けず、代わりにワンストップ窓口を設置した等、<u>能登半島地震の広域避難の時とは異なったオペレーション</u>になった <p>＜効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 奥能登豪雨においては、広域避難の開始前に、<u>事前にステークホルダー間(避難先、県庁、委託事業者等)で、業務フローの検討を行い、また、広域被災者DBとの接続方法等のすり合わせを行う</u>ことで、広域被災者データベース・システムの活用を前提とした業務フローの作成および情報連携を実現することができた
<p>② 被災者情報の紐付けに、<u>キーとしての基本4情報</u>の重要性が実証された</p>	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震においては、様々な名簿情報(広域避難者名簿や要支援者名簿等)が存在していたが、<u>一部の避難者の基本4情報に抜け漏れが存在し、被災者情報の名寄せ作業に時間を要してしまった</u>(一部においては、目視での名寄せ作業も発生していた)。 <p>＜効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>奥能登豪雨においては、事前に基本4情報を各名簿で記載するようにフォーマットを修正</u>し、その結果、広域被災者データベース上での被災者情報の名寄せに係る作業時間が短縮された また、被災者個人に係る多数の情報が基本4情報をキーに、一元的に管理されるようになったことで、2次避難所における健康観察や、避難者が自宅へ帰宅した後における見守り支援事業等において、保健師が多くの情報をもとに、被災者一人一人に適した支援を実施できるようになった
<p>③ 被災者把握に向けて<u>居所とタイムスタンプの情報</u>が必要性・有効性が実証された</p>	<p>＜課題＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 能登半島地震では、<u>2次避難所を退所した一部の避難者の行方を行政が把握できていない</u>ケースがあり、また、罹災証明書の発行に際しても、避難者が1次避難所、1.5次避難所、2次避難所などを転々としていたため、市町が発送前に居所を確認するなどの負荷がかかってしまっていた また、県内の一部自治体からは、<u>広域避難された町民の状況を役場が十分に把握できておらず</u>、広域避難先自治体からの問い合わせがあった際に初めて自分の自治体に所属する住民が広域避難していたことを確認できたという声もあった <p>＜効果＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>奥能登豪雨では、各名簿から居所およびタイムスタンプを取得するようにフォーマットを修正</u>することで、避難者(自宅に帰宅した避難所外避難者含む)の最新の居所を把握できるようになった

広域避難対策・避難所外避難者対策を通じた気づき

① 広域避難対策では、標準業務フローに加え、その合意形成のプロセスが重要であった。

② 被災者情報の紐付けに、キーとしての基本4情報の重要性が実証された。

③ 被災者把握に向けて居所とタイムスタンプの情報が必要・有効性が実証された。

WGに向けた提言

導入手順書に、業務フローに加え合意形成プロセスのガイドラインも追加

基本4情報を標準仕様書におけるデータモデルの軸とする

基本4情報に加え、標準仕様書内のデータ項目に居所とタイムスタンプを追加

報告事項に対する質疑応答

【議事】

(1)10/17_第1回検証・検討チームからの意見

≪検証/検討チームにご意見を求めた点(以下①～④)について≫

- ① 広域避難対策・避難所外避難者対策において、市町が被災者対応に追われる中、県(関係課)と市町との間で業務フローを決めるまでの合意形成のプロセスはどうあるべきか
- ② 広域被災者データベース・システムで名寄せに使われるキーは、基本4情報が適切か。適切ではないと考える場合、どのようなキーが適切か。
- ③ 被災者把握に必要な関係者間で共有すべき重要性の高い情報として、「居所+タイムスタンプ」以外に何があると考えられるか
- ④ その他ご意見

WEBフォームより、検証チーム/検討チームの委員等から
10月21日(月) 17:00 締め切りにてご意見をいただきました

① 広域避難対策・避難所外避難者対策において、市町が被災者対応に追われる中、県(関係課)と市町との間で業務フローを決めるまでの合意形成のプロセスはどうあるべきか

【いただいたご意見】

- 平時における準備について
 - 事前に複数の合意形成パターンを設定しておく(応援職員の派遣自治体)
 - 関係主体が日常的に必要な協議を実施し、BCPの中で合意形成プロセスも位置づけておく(有識者、被災自治体)
 - 県と市町の間で授受するデータの項目・形式等を予め定めておく(国)
 - 一定の基準以上の災害規模の場合、合意形成が不要となるような規定類の策定(被災自治体)
 - 住民や基礎自治体にとってメリットある取組みを前面におき、平時から県が支援できることが何かを整理する必要がある。業務フローについては、事前に規模/災害種別に応じて数パターン用意しておき、実際の災害現場へ合わせてカスタマイズを加える形が理想的(防災DX官民共創協議会)
- 広域被災者データベース・システムの活用場面の検討/検証
 - 従来の被災者支援システムで活用できた/できなかった機能、不足している機能等を洗い出し、課題を分析したうえで、災害の種別・規模・季節・地理的特徴による(業務フローやデータフロー等に)変動要因がないか、また、自治体側の規模・既存の被災者支援システムの導入状況によって広域被災者データベース・システムの活用場面が異なりうるのか検証する(国)

② 広域被災者データベース・システムで名寄せに使われるキーは、基本4情報が適切か、適切ではないと考える場合、どのようなキーが適切か

【いただいたご意見】

- マイナンバー
 - マイナンバーの記載された紙等を扱う場合、災害時の混乱したタイミングで、嚴重に管理・廃棄することは困難(応援職員の派遣自治体)
- マイナンバーカード
 - マイナンバーカードのID(マイナンバーではなく)を活用するというのも、多数の自治体に参加する中では有用ではないか。個人上保護上ハードルが高いという話もあったが、むしろそこが課題ということも含めて検討する選択肢もあるのではないかと(国)
 - 将来的に、マイナンバーやマイナンバーカードの電子証明用のシリアルコード等に置き換える必要がある(国、被災自治体)
《石川県コメント》 マイナンバーカードの電子証明書のシリアル(発行番号)を名寄せに利用可能かどうかを検討する。
(課題)シリアル(発行番号)は、マイナンバーカードの再発行等によって変わる。また、シリアル自体はマイナンバーカードに記載がないため、保持者はシリアルを把握していない(書かせることができない)
- その他(電話番号等)
 - 市町村が利用するうえでは適切ではない。住民基本台帳と突合できるようなキーが必要ではないかと(国)
《石川県コメント》現状、被災市町の住民基本台帳から「識別番号」「基本4情報」の提供を受けて、県が保有する基本4情報をもとに名寄せを行っており、被災市町に情報をフィードバックする際は、「識別番号」を付けて提供している(市町は「識別番号」で突合できる)
 - 基本4情報に加えて、緊急連絡先(携帯電話の番号)も必要である(被災自治体、応援職員の派遣自治体)
 - 基本4情報をキーとする場合は、「住所」「氏名」は表記揺れが生じやすく、「性別」「生年月日」は一意性が低いことを念頭に検討が必要。
「電話番号」のような丁度いい粒度かつ曖昧性のないキーは、検討の余地あり(防災DX官民共創協議会)

③ 被災者把握に必要な関係者間で共有すべき重要性の高い情報として、「居所+タイムスタンプ」以外に何があると考えられるか

【いただいたご意見】

● 「居所+タイムスタンプ」以外に共有すべき情報

- 被災者の健康・介護・医療(服薬等)情報(応援職員の派遣自治体、有識者、防災DX官民共創協議会)
- 携帯電話の番号(緊急時の連絡先)(被災自治体)
- 避難場所のチェックイン、チェックアウト情報(応援職員の派遣自治体)
- 居所の属性情報(その場所にしばらく居るかどうかを判断できる情報)(防災DX官民共創協議会)
例:自宅、知人宅、広域で避難可能な先等

● 情報の取扱い方法

- 複数回の避難を想定した居所情報やタイムスタンプの取扱い方法の検討が必要(J-LIS)

④ その他ご意見

【いただいたご意見】

- 個人情報の取扱いについて
 - DV被害者等、住民基本台帳上の閲覧制限の有無に関する情報は関係者間で共有するか(応援職員の派遣自治体)
 - 活用する被災者台帳上の情報として、地方税法第22条の「秘密」にあたる情報を取り扱うか(応援職員の派遣自治体)
 - 被災者支援において、自治体職員が個人情報の取扱いに悩む場面が多いため、本WGのアウトプットとして、分かりやすい説明があると良い(応援職員の派遣自治体)
 - 被災者や支援者が必要とする情報は状況に応じて刻々と変化するため、情報の引継ぎが円滑にできるような方法の検討を要望する(被災自治体)

- 検証・検討チームの進め方について
 - メンバーを絞ってテーマ別のワークショップを行う等、議論が深まるような方法を検討すべき(防災DX官民共創協議会)

【議事】

(2) 成果物のアウトラインおよび今後のスケジュール

成果物のアウトライン

本事業での成果物は、「導入手順書」及び「標準仕様書となることを前提とした仕様書」の2点であり、今後の検証・検討Tや検討WGにおいて、これら成果物の内容を順次諮問し、第4回検討WGで内容を最終化する。なお、導入手順書は広域被災者データベース・システムを導入する地方自治体向けの資料であり、仕様書は同データベース・システムを開発する事業者向けの資料である。

導入手順書

<地方自治体向け>

- 導入手順書は次ページ(P40)の目次に即して作成
- 他の地方自治体が円滑にシステム導入できるよう関係者がシステムを導入し利用できるようにするために必要な手順を整理
- 個人情報の共有の範囲や取り扱いについての対応を明確化

標準仕様書となることを前提とした仕様書

<事業者向け>

- 仕様書はP42の目次に即して作成。今後、検証・検討T、検討WGで下記項目を中心に議論
 - 機能要件/非機能要件
 - データモデル(ER図、テーブル定義書(データ項目含む))
 - 業務フロー(広域避難の業務フロー)



成果物のアウトライン:導入手順書(骨子)

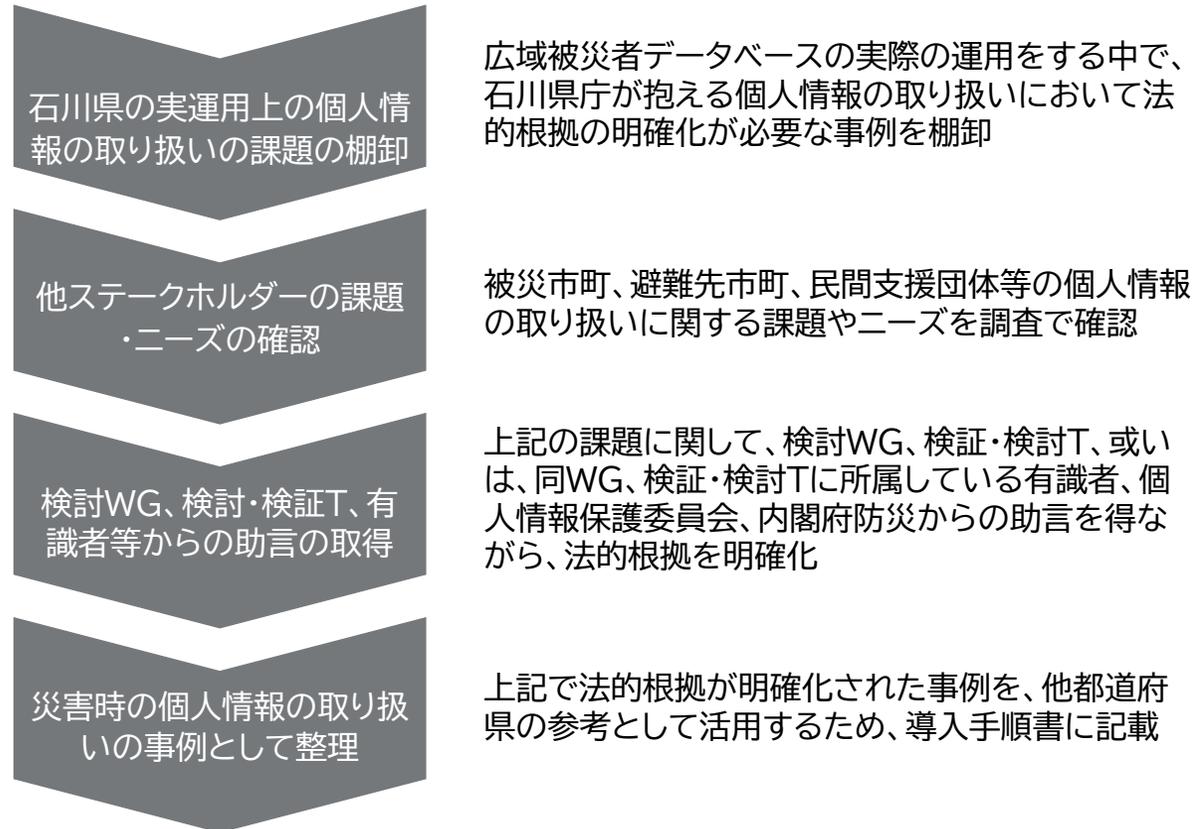
「導入手順書」は下記の目次に即して作成する。APPLICが作成した「被災者台帳導入手引き」の目次を参考に、広域被災者データベース・システム独自に必要なと考えられる項目を追加(※今後の検証・検討T、検討WGで各章の記載を具体的に順次ご確認いただく予定)

#	目次(案)	記載要素(案)	関連論点
1.	はじめに	当導入手順書の目的と位置づけ、なぜ導入手順書が必要なのか	2-1
2.	広域被災者データベースシステムとは	広域被災者DB整備の背景と目的(あらゆる被災者を取り残さないことを目指している)、広域被災者DBの在り方(5W1H)、システム概念図	2-1
3.	広域被災者データベースシステムを活用した被災者支援業務	広域被災者DBを活用した様々な被災者支援業務(ユースケース)	1-1, 2-1
4.	広域被災者データベースシステム活用した被災者支援の例	平時から復旧・復興期のタイムラインに応じて活用できる支援業務の一覧(様々なユースケースが見込まれる中、石川県の広域避難(基本4情報、居所+タイムスタンプの重要性の指摘)、見守り支援の2つのユースケースの紹介。石川県の災害対応時の業務フロー・データフロー・データ項目もリファレンスとして示す)業務フロー作成の市町を含めた関係者による合意形成プロセスの方法について	1-1, 1-2, 2-1
5.	被災者データベースシステム運用の流れ	システム起動から停止までの流れの全体像を時系列整理	2-1
6.	広域被災者データベースシステムの導入・運用のためのチェック	各都道府県の同様システム整備利用ステータス別のフローチャート	2-1
7.	システム化・データ化の必要性	広域被災者データベース・システムの効果、石川県の対応	2-1
8.	システム間連携の必要性	広域被災者データベースシステムと各市町村の被災者台帳システム等との連携	2-1
9.	標準化の重要性	データ項目、形式の標準化により可能となること、石川県の対応	2-1
10.	個人情報の取り扱いの考え方	被災者パーソナルデータを取り扱う上での法的根拠やケース対応、アクセス権の付与に関して	2-2
11.	平常時の準備の重要性	発災時に広域被災者データベースシステムを円滑に利用するための方策・計画・オペレーションの整備	2-2
12.	気象、道路情報等の非パーソナルデータとの連携	分野別地域情報プラットフォームとの連携	2-1
13.	他システムとの関係	防災関係システム等との基本的な役割分担の整理	2-2
14.	システム起動・停止の考え方	判断に要する情報やステークホルダー、法的根拠の考え方	2-2
	市区町村・被災者への発信・通知	広域被災者データベースシステムを利用し、継続的な情報の収集活用をすることに対する理解醸成の対応	2-2
	支援に活かすシステム運用期間における継続的な情報収集・更新	継続的な情報収集・更新に必要なシステム連携とオペレーション、支援現場とのコミュニケーションの考え方	2-2
15.	広域被災者データベースシステムの評価	評価の必要性、評価指標(KPI)の考え方	2-2
16.	避難所外避難者対策	避難所外避難者の把握	1-2
17.	広域被災者データベースシステムの導入・運用のためのコスト	広域被災者DBの導入・運用にかかるコスト	2-1
18.	マイナンバーの利活用やクラウドへの対応	被災者台帳にマイナンバーが含まれている場合の対応方法、「デジタルガバメント実行計画」の紹介	2-2
	Appendix 用語解説	各用語の説明	



広域被災者データベース・システムに関連する個人情報の取り扱いに関しては、石川県の実際の運用において法令上明確化が必要な個人情報の事例を洗い出し、検討WG、検討・検証チーム等での議論を踏まえて、対応方針を整理する

■今後の進め方



■取りまとめイメージ

個人情報の取り扱いに関する課題	課題の法的根拠等
(記載イメージ) ・被災者のきめ細やかな支援を行うため、都道府県は広域被災者データベース・システムで集約した個人情報を被災市町提供してもよいか	(記載イメージ) 都道府県が被災市町村等から収集し、集約した個人情報は、被災市町村に提供することは可能(災害対策基本法第90条の3第4項及び個人情報保護法第69条)
・都道府県は広域被災者データベース・システムで集約した個人情報を、委託や協定等の取り交わしのない民間ボランティアや民間等支援団体に提供してもよいか	(今後ご相談)
・複合災害が発生した場合に、既に記録している個人情報を、新たな災害の被災者情報と重ね合わせて被災者支援に利用及び提供してよいか。この時、すでに集めている個人情報の利用及び提供に係る本人同意について、「〇〇の災害における～」という形で災害名を特定している場合も可能か	(今後ご相談)
・都道府県は広域被災者データベース・システムで集約した個人情報名簿のなかに、特定個人情報(マイナンバー)が誤って混在していた場合どのような対応と整理が必要か	(今後ご相談)

※なお、上記のほか、広域被災者データベース・システムにおけるアクセス権限の付与等、個人情報に関連する機能等に対して法的な観点、情報セキュリティポリシーの観点から適宜インプットを行う

成果物のアウトライン:仕様書(骨子)

「標準仕様書となることを前提とした仕様書」は下記の目次に即して作成する。※機能要件・非機能要件については次項以降に、より詳細な骨子を掲載

#	大項目	記載概要
1	システム構成図	システム構成図
2	基本要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の区域を越えて被災者のパーソナルデータの連携を実現するためのシステムとして、民間事業者が提供する多様なアプリ・システムとの連携を可能にするとともに、データ流出・漏えい、不正アクセス等に対応した高水準のセキュリティレベルにすること。 ・自治体が保有する既存システム等との連携容易性について考慮されていること。またシステム構成図に示すようにラッパーモジュールなどを準備し、本プロジェクトで定義を行う本システムによるデータの標準化と既存システムの改変の削減の両立を意識すること。 ・クラウド上にシステムを構築すること
3	システム環境整備	<ol style="list-style-type: none"> ① 本システムが稼働するクラウド環境は、次の要件を全て満たすものであること。 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス、またはISO/IEC27017:2015規格(ISMSクラウドセキュリティ認証)による認証を得ている環境であること ② AICPA(米国公認会計士協会)のSOC2、SOC3または日本公認会計士協会が定める同等の監査フレームワークに対応し、第三者監査人の監査を受け実施されている旨の証明の提出ができること。 ③ サーバ機器類の設置場所は日本国内とすること。 ④ ユーザが作成したデータ(本システムを通じて送信、保管、統合、インポート、表示、配布又は利用するために、直接又は第三者を通じて間接的に作成又は提供されるものであるデータを意味し、その集合体又は変形版及び分析成果を含む。)は国内のデータセンターのみに保存され、バックアップを含め海外へ移転されないこと。 ⑤ 個人情報保護法等の国内法が適用され、日本の裁判管轄の指定があること。 ⑥ 利用するデータセンターは、日本データセンター協会「データセンターファシリティスタンダード」基準のTier3相当以上であり、建築基準法の新耐震基準(昭和56年6月1日以降の確認申請を受けた建物)に適合していること。 ⑦ 本システムの利用終了の際は、ユーザが作成したデータについて、復元不可能となる方法により破棄できること。
4	総合テスト	受託者は、現場実証後の運用に向けて総合テストを実施すること。
5	操作・説明会	システムを使用する県及び市町職員等に対し、必要な操作説明会や研修を随時行うこと
6	受入テスト支援	<p>発注者がシナリオに沿って試験できるよう、参加者、シナリオ、試験項目などを記載した受入テスト計画書を作成すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受託者は、システム操作などに関する発注者からの問合せに対応すること。 (2) 受入テストで確認された障害について、解析を行い、対応方針を発注者へ提出して承認を得ること。 (3) 発注者に承認された対応方針に従い、プログラム及びドキュメント等を修正すること。
7	機能要件	【参考】のとおり
8	非機能要件	【参考】のとおり
9	データモデル	ER図、テーブル定義書(データ項目含む)
10	業務フロー	広域避難の業務フロー
11	システム提供にあたり必要となる事項(運用時)	<ol style="list-style-type: none"> (1) 業務 受注者は、本仕様書「9(3)保守・障害対応」を満たすように従事者を配置し、また、従事者を統括する業務管理者を定めること。 (2) 書面の提出 受注者は、本件調達の契約締結日以降速やかに、発注者と日程調整の上協議を行い、次の書面の提出期限を定めて提出し、内容について発注者の了承を得ること。なお、書面は日本語表記に限る。 (3) 連絡調整と報告 契約期間中は、県との連絡調整を行う担当者を配置し、県管理者が本システム提供状況の報告を求める場合等において、対応すること

【参考】成果物のアウトライン:仕様書-機能要件(骨子)

「標準仕様書となることを前提とした仕様書」の機能要件として想定している項目(1/2)は下表の通り。基本4情報による名寄せの機能やアクセス権限の付与といった機能を含めて、今後更なる精査を予定(※今後の検証・検討T、検討WGで各項目を具体的に順次ご確認いただく予定)

#	大項目	分類	要件
1	データの収集	ファイル形式	広域被災者データベース・システム（以下、「本システム」という。）は、次に示すファイル形式に対応していること <ul style="list-style-type: none"> • テキストファイル、• Portabe Document Format形式、Office Open XML形式、Office Open Document形式、各種バイナリファイル
2	データの収集	データ登録・連携	<ul style="list-style-type: none"> • 上記のファイル形式の全てにおいて、ファイルからデータを登録するためのパーサー（解析器）を備えていること。ただし、画像や動画のファイル等は、必須としない • データの登録にあたっては、管理画面を用いた即時実行の手動操作のほか、スケジュール処理に対応し、実行タイミングはユーザが任意に指定できること。また、データ全件の登録処理と、前回登録時からの差分の登録処理のいずれにも対応できること • データの登録・連携時の通信プロトコルとしてHTTPS（ポート番号443番）を用いること。また、データ連携時の接続は、信頼できる公的な認証局（CA）によって、署名された証明書に依存すること
3	データの統合	データの加工	<ul style="list-style-type: none"> • 取り込んだデータについて、そのフォーマットや構造化・半構造化の状態によらず、柔軟に加工する機能を有すること • 複数のシステムから取り込んだデータを内部で統合、カタログ化（メタデータ付与等）し、シームレスなデータとして扱える形で保持すること • 氏名や生年月日、住所等を用いた名寄せ機能を実装できること。また当該名寄せ機能のロジックは改善できる仕組みであること。 • 行政区画データ（市区町村や町字など）や郵便番号マスタをもとに、ソースからの情報を標準化できる機能を実装できること。
4	データの統合	内部処理	<ul style="list-style-type: none"> • データの統合は、データ取り込み後、ただちにバックグラウンドで実行し、常に最新のデータを利用できる状態とすること
5	データの統合	修正・追加	<ul style="list-style-type: none"> • 統合されたデータに対し、データの修正や追加といった書き戻し機能を有すること。また、書き戻し後のデータを用いて再度、名寄せロジック等のデータ処理も実行できること。
6	データの統合	DevOps機能	<ul style="list-style-type: none"> • データの処理加工及びダッシュボードの構築においてブランチ管理機能、もしくはテストから本番環境への反映を短期間で実現する支援機能を有すること。 • ダッシュボード、データの加工およびデータについて、バージョン管理機能を有すること。 • 本番環境への反映前に、ブランチもしくはテスト環境において本番データを使用した処理のテスト実行が行えること。同様にダッシュボードについても反映前のものをプレビューできること。 • サンプルングではなく全データを対象として、重複やデータの中身の統計情報等について簡易的に分析できること。
7	データの分析	表形式ツール	<ul style="list-style-type: none"> • データを表計算ツール上で編集できること
8	データの分析	データの保存	<ul style="list-style-type: none"> • データをフィルタ、結合、分割により加工し、またその結果をデータとして保存できること
9	データの分析	マッピング機能	<ul style="list-style-type: none"> • 取り込んだ住所などの位置情報を元に、データを地図上にマッピングして可視化する機能を有すること。
10	データの分析	ダッシュボード機能	<ul style="list-style-type: none"> • データ可視化について自由度が高いユーザインターフェース、開発機能を有していること

【参考】成果物のアウトライン:仕様書-機能要件(骨子)

「標準仕様書となることを前提とした仕様書」の機能要件として想定している項目(2/2)は下表の通り。基本4情報による名寄せの機能やアクセス権限の付与といった機能を含めて、今後更なる精査を予定(※今後の検証・検討T、検討WGで各項目を具体的に順次ご確認いただく予定)

#	大項目	分類	要件
11	データの分析	有する基本機能	<ul style="list-style-type: none"> 高度な知識、技術を持たない職員によりデータ加工ができるよう、直感的に操作できるローコードツールが利用できること 現場での日常の簡易な分析では、データ統合及び抽出、分析を専門的なプログラム技術・知識を持たなくても直感的に実施できること 分析プログラムを構築する時には、稼働中のツールの動作に影響しないよう、本番環境とは別の開発環境を利用して構築・テストの作業ができること システム内の全データについて、データの加工経路や各データの繋がりを可視化するツールを有すること
12	認証と許可	ユーザ管理	<ul style="list-style-type: none"> ユーザ管理機能を有しており、管理者が事前に登録したユーザのみがシステムにログインできること。
13	認証と許可	認証方法	<ul style="list-style-type: none"> ログイン処理においては、ユーザ情報の一部として登録されているメールアドレスへのパスコード送信や電話応答の他、セキュリティトークンや携帯電話（認証アプリやSMSによる認証コード送信）等を組み合わせた多要素認証を実施すること。
14	認証と許可	権限	<ul style="list-style-type: none"> 管理者が事前に登録しているユーザ情報は、ユーザ本人による編集が不可であること 各ユーザをグループで分類し、グループごとにアクセス権限（閲覧権限、編集権限、管理者権限）を付与できること データへのアクセス権限は、各データセット単位の他、各データレコード毎、データセットの集合であるフォルダ毎に設定できること アクセス権限付与のミスなどによる情報漏洩を防止するため、機密情報を含むデータには、上記のアクセス権限以外に、別の特殊な権限を設定し、アクセス権限に加えてこの特殊な権限を持つユーザのみがアクセスできるようにすること 各グループ単位でカスタマイズされたホーム画面を設定し、各グループに所属するユーザはログイン後にホーム画面に遷移することで、利用可能な機能やアプリ、データ格納場所のみにアクセスできること
15	ユーザインターフェイス	操作	<ul style="list-style-type: none"> 操作にあたっては、専用のソフトウェアを必要とせずにWebブラウザを使用できること 操作画面において、各種のメニュー表示等が日本語化されていること。
16	ユーザインターフェイス	運用時間合せ	<ul style="list-style-type: none"> ユーザから受注者へ本システムの操作画面から問い合わせることができ、その問合せの内容や対応状況について随時確認できること 上記において、問合せを行うユーザ自身が、他のユーザに対して問合せ内容や対応状況を共有することができ、その共有範囲を任意に指定できること
17	外部連携	API	<ul style="list-style-type: none"> 外部のシステムへデータを提供するREST APIを有していること。通信プロトコルは、HTTPS（ポート番号443番）とし、IPアドレスによる接続制限や、OAuth2等の認証による制御機構を備えていること
18	外部連携	連携先	<ul style="list-style-type: none"> 外部システム（クラウド型被災者支援システム、その他被災者台帳システム、その他多様なアプリ・システム）と円滑に連携できること システムやツールへの連携を短時間かつ低コストで構築できる仕組みを有すること。 API連携・手動連携に関わらず、接続先システムの改変を抑える事ができるようにすること

【参考】成果物のアウトライン:仕様書-非機能要件(骨子)



「標準仕様書となることを前提とした仕様書」の非機能要件として想定している項目(1/3)は下表の通り。今後の検討を通じて更なる精査を予定(※今後の検証・検討T、検討WGで各項目を具体的に順次ご確認いただく予定)

#	大項目	要求仕様
1	運用	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画停止期間を除き、原則として24時間365日稼働すること。 ② 外部システムとのデータ連携可能な時間は、原則として24時間365日とすること。 ③ 本サービスの年間稼働率が99.9%以上であること。 ④ 計画停止報告、運用状況報告を行うこと。
2	性能・拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ① 登録可能なユーザアカウント数 登録可能なユーザアカウント数は、1,500アカウント以上であること。 ② コンピューティングリソースの調整 登録されている全ユーザアカウントからの同時リクエスト(データ更新等)に耐えられる性能を確保するように、処理のピークに応じて必要なコンピューティングリソース(メモリ容量、CPU能力、ネットワーク帯域幅等)を随時調整すること。 ③ ストレージ最大容量 ユーザ(県及び市町職員等)が作成したデータの蓄積状況に応じて、随時ストレージ容量をスケールアップできること。 ④ データ管理 データセットのバージョン管理を行い、毎日データを更新した場合においても、更新履歴を最低30日間まで遡って確認できること。
3	保守・障害対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 活性保守を行い、連絡体制を含め、常時障害対応が可能な体制を整えること。 ② システム利用職員の不注意、故意等によるデータの消失対策として、日次で自動的にデータベースファイルのバックアップをとること。また、バックアップからのリストア手順を整備すること。 ③ 運用・保守において、発注者からの問合せ等に直接対応する技術者は、日本国内に居住しており、日本語を用いたコミュニケーションが可能であること。 ④ 運用・保守に携わる技術者に対し、ITサービスマネジメント、プロジェクトマネジメント、情報セキュリティに関する教育・研修を実施し、重要情報の取り扱いに関する安全保護処置の内容と必要性を理解させること。 ⑤ 問合せ対応は、発注者が指定するコミュニケーションツールによる連絡にも対応すること。なお、問合せには本システムの操作に関する技術的なサポート、分析支援を含む。 ⑥ 上記の問合せに対して、災害時、平時において以下の対応とすること。 ・災害時:発注者と協議の上、状況を見極めたうえで最適な対応に努めること。 ・平時:受注者は問合せ日から3営業日(開庁日)以内に対応を開始し、10営業日(開庁日)以内に発注者と受注者で初回報告を行うこと。その後、案件がクローズできるまで週1回程度の状況報告を行うこと。 ⑦ 発注者は、受注者が提示するシステムの約款の内容等を踏まえて、本システムの運用管理を計画し、運営要領として策定する。受注者は、これらの作成または変更に必要な助言を行うこと。
4	定例保守ミーティング	<ul style="list-style-type: none"> ① 問合せ対応及び課題解決のサポートのための打合せを、災害時は発注者と協議の上、状況を見極めた上で最適な対応に努めること。平時は、定例で週1回1時間程度、実施すること。 ② 本システムの稼働状況やサービス変更、アップデートなどの情報提供を含む打合せを、定例で月1回、定例ミーティングに含めて開催すること。

【参考】成果物のアウトライン:仕様書-非機能要件(骨子)



「標準仕様書となることを前提とした仕様書」の非機能要件として想定している項目(2/3)は下表の通り。今後の検討を通じて更なる精査を予定(※今後の検証・検討T、検討WGで各項目を具体的に順次ご確認いただく予定)

#	大項目	要求仕様
5	冗長性	本システムは冗長性を確保すること。
6	システムの約款	本システム利用の約款として、下記の項目について記述した「システム要件定義書」を発注者に提出すること。 ① システムの機能 ② システムの提供 ③ 運用体制 ④ インシデント対応手順 ⑤ システムレベルの考え方
7	情報セキュリティインシデント対応	受注者は、クラウド基盤提供事業者や情報通信事業者に起因する事象も含めて、情報セキュリティインシデント(障害復旧等を含む)が発生した際には、インシデント対応手順に基づき県管理者へ連絡・報告を行う。 また、そのインシデントを管理し、速やかに緊急度及び対策の必要性を検討のうえ、対策が必要な案件については対策実施の進捗管理を行う。さらに、把握したインシデントで対処が必要な場合、迅速に回避策若しくは復旧作業等の対策を行うこと。なお、対応後は、障害原因、影響範囲、再発防止策をまとめて発注者に報告すること。
8	関連事業者との連携	本システムがデータ連携する他のシステム等において、障害の原因究明等のために、調査または情報提供の依頼があったときは、発注者の求めに応じて必要な調査を行い、情報を提供すること。 一方で、本システムと連携する他のシステム等に調査を依頼する必要性が生じたときは、できるだけ具体的で明確な内容で、発注者を通して調査を依頼する。また、必要と認められる場合は、発注者とともに関連事業者と調整等を行うこと。
9	委託事業者との連携	発注者が本システムを活用したデータ整備や運用にかかる業務を委託する場合は、その受託者と円滑なコミュニケーションを図り、業務運用にあたること。
10	移行性	契約期間終了時、ユーザが作成したデータを安全に移行し、適切に移行されるまでサポートを行うこと。(受注者は、業務終了時点の取扱いデータを県が指定する形式で出力できるようにすること)

【参考】成果物のアウトライン:仕様書-非機能要件(骨子)



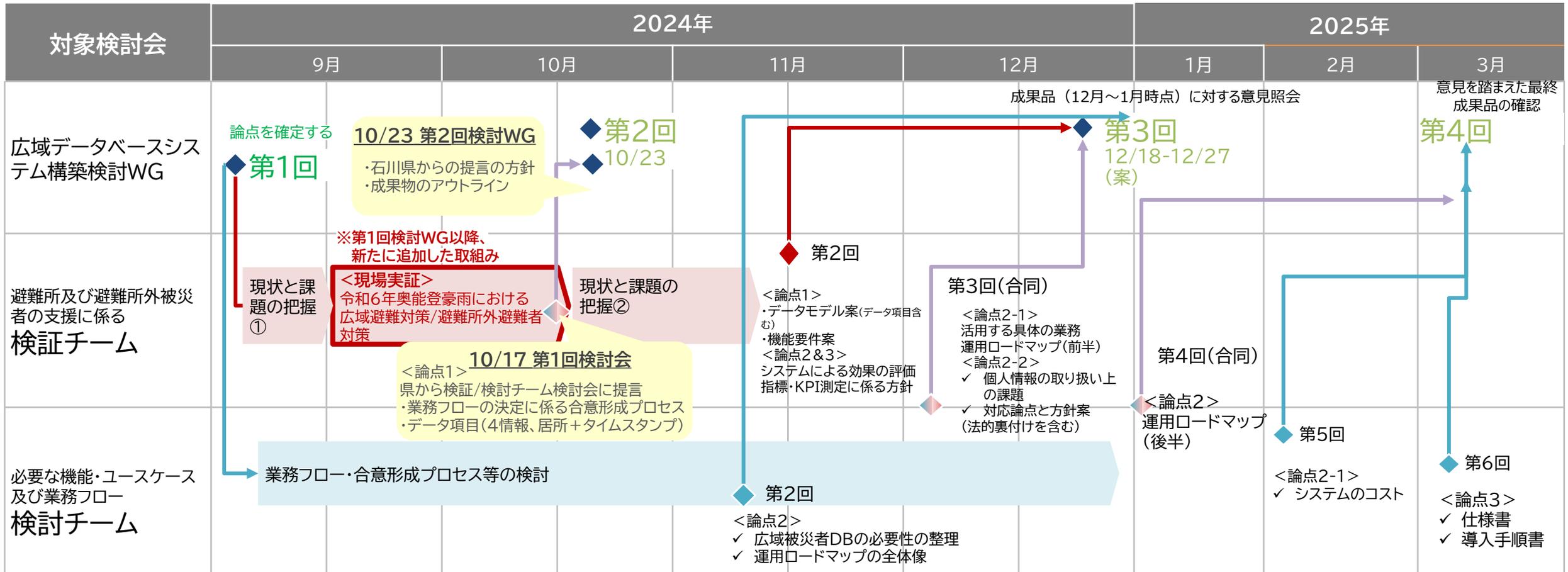
「標準仕様書となることを前提とした仕様書」の非機能要件として想定している項目(3/3)は下表の通り。今後の検討を通じて更なる精査を予定(※今後の検証・検討T、検討WGで各項目を具体的に順次ご確認いただく予定)

#	大項目	要求仕様
11	データセキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ① データの所有者 <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザ(県及び市町職員等)が作成したデータの所有者は、原則として発注者またはユーザとすること。 ・ユーザが作成したデータについて、受注者は県管理者の指示の下で取り扱うこと。 ② データの暗号化 <ul style="list-style-type: none"> ・本システムに保存されているデータは、データセット毎に暗号化されていること。暗号化の方式・強度はAES256とする。 ・システム間連携やアプリ連携等において、ネットワーク経由でのデータの送受信をする際は、通信プロトコルとしてHTTPS(ポート番号443番)を用いること。 ③ データの操作の記録 <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザが作成したデータに対する操作(編集や削除、アップロード、ダウンロード等)を行ったユーザがわかるよう操作履歴の管理ができること。 ・上記の記録は、UI上でも30日間表示できること。 ④ データのバックアップと復旧 <ul style="list-style-type: none"> ・データのバックアップは、本仕様書9(2)④に規定するバージョンングができる状態で取得すること。 ・発注者から受注者へデータ復旧の対応依頼を行った場合は、24時間以内に復旧できること。 ⑤ データの消去 <ul style="list-style-type: none"> 本システムの利用終了の際は、ユーザ及び県管理者のアカウント及びその関連情報を削除し、またユーザが作成したデータについて復元不可能となる方法により廃棄すること。また、その証跡を利用終了後2か月以内に提出すること。
12	本システムのセキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ① アクセス権限 <ul style="list-style-type: none"> 本システムへの通信について、IPアドレス毎、アプリケーション毎等の単位でホワイトリストにより制御し、アクセス制限できること。 ② セッション管理 <ul style="list-style-type: none"> ログイン後、一定時間が経過すると再度ログインが必要になること。 ③ データを保管するストレージの暗号化 <ul style="list-style-type: none"> データを保管するストレージを、XTS-AES256で暗号化すること。 ④ 監視体制 <ul style="list-style-type: none"> ・24時間無休の体制でモニタリング、アラート、サポートを行い、本システムのインフラストラクチャの監視を行うこと。 ・本システム及びそれらの運用に使用しているサーバ上にセキュリティの脆弱性等を発見した場合は、迅速に対策を行い、セキュリティ上の問題を解消すること。 ⑤ システムのバックアップと復旧 <ul style="list-style-type: none"> 障害発生時には、原則として全ての機能を48時間以内に、障害発生時点から24時間以内のバックアップ状態まで復旧すること。 ⑥ ログの取得 <ul style="list-style-type: none"> 悪意ある第三者等からの不正侵入、不正操作等の監視及び分析をするために必要なアクセス記録、システム稼動記録等のログを取得し、発注者が閲覧または発注者に提供可能な仕組みを設けること。あわせて、アクセス記録等のログの改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じること。

今後のスケジュール



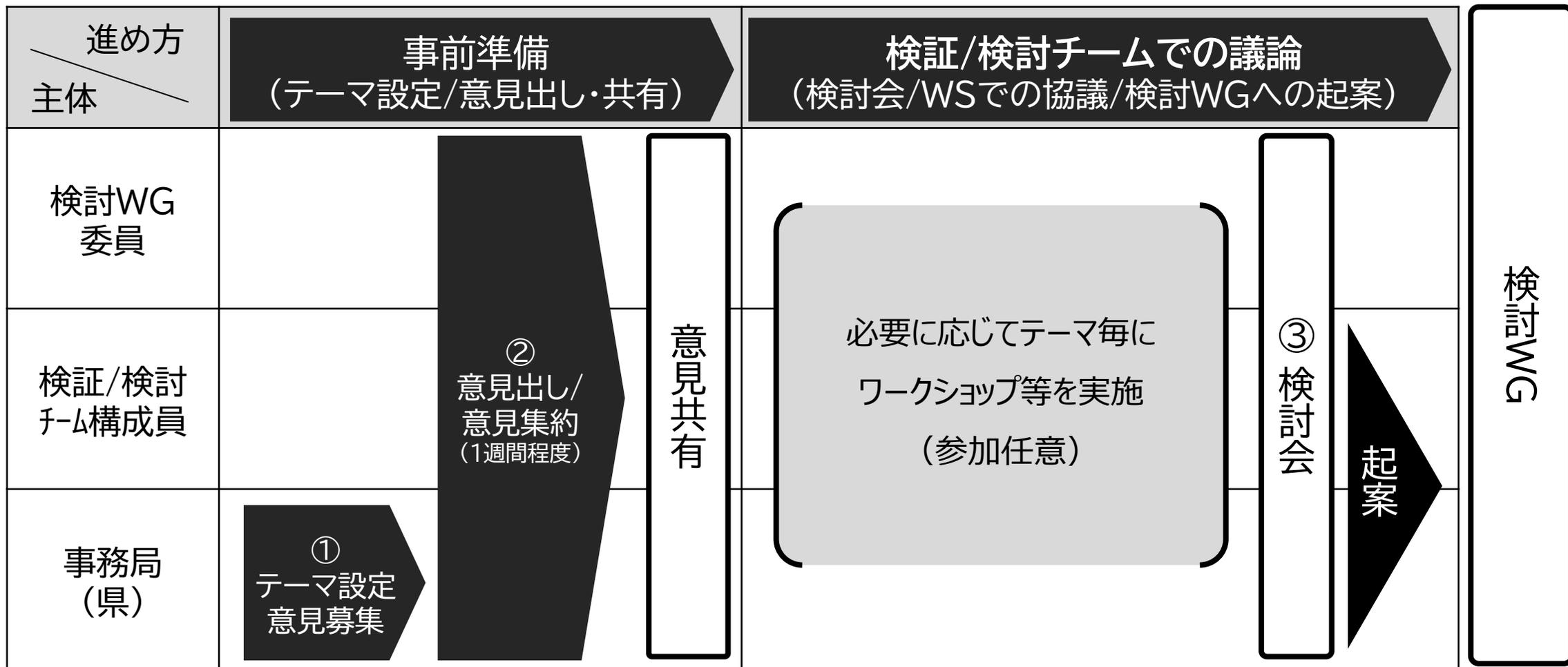
- ・検討WGについて、成果品案に対する意見照会という位置づけで第3回を12月～1月頃、当該意見を踏まえた最終成果品の確認という位置づけで、第4回を3月に開催予定。
- ・検証/検討チームは、11月に第2回を開催予定。
- ・各検討WG、検証/検討チームでの諮問事項は下記を予定。



検証・検討チームの進め方について

検討会（検証/検討チーム）での議論を深めるため、以下の取り組みを実施

- ① 事務局でテーマ設定、意見募集
- ② 構成員等から意見出し/集約、共有
- ③ 検討会での議論（必要に応じて事前にワークショップ等を開催）



議事

(3) 意見交換